

国民生活審議会消費者政策部会（第20回）

平成15年5月19日

内閣府国民生活局

国民生活審議会第20回消費者政策部会

開催日時：平成15年5月19日（月）14：00～17：00

開催場所：中央合同庁舎第4号館第4特別会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 国民生活審議会消費者政策部会 公益通報者保護制度検討委員会最終報告
「公益通報者保護制度の具体的内容について」
- 3 国民生活審議会消費者政策部会最終報告(案)
「21世紀型の消費者政策の在り方について」
- 4 その他
- 5 閉会

配布資料

- 資料1 「公益通報者保護制度の具体的内容について」
(公益通報者保護制度検討委員会最終報告)
- 資料2 参考資料(公益通報者保護制度検討委員会最終報告)
- 資料3 「21世紀型の消費者政策の在り方について(案)」
(消費者政策部会最終報告)
- 資料4 参考資料(案)(消費者政策部会最終報告)
- 資料5 21世紀型の消費者政策の在り方について(案)についての意見
(加藤委員御意見)
- 資料6 21世紀型の消費者政策の在り方について(案)についての意見
(浅岡委員御意見)
- 資料7 「公益通報者保護制度検討委員会報告書」についての質問と意見
(浅岡委員御意見)

国民生活審議会消費者政策部会委員名簿

部会長	落合誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
委員	有馬真喜子	国民生活センタ - 会長	
	岩田三代	日本経済新聞社編集局生活情報部長	
	浦川道太郎	早稲田大学法学部教授	
	加藤真代	主婦連合会参与	
	田中尚四	日本生活協同組合連合会副会長	
	野村豊弘	学習院大学法学部教授・常務理事	
	福川伸次	株式会社電通 顧問	
	福原義春	株式会社資生堂名誉会長	
	松本恒雄	一橋大学大学院法学部研究科教授	
	茂木友三郎	キッコ - マン株式会社代表取締役社長	
	山中博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事	
	臨時委員	浅岡美恵	弁護士
		伊藤穰一	ネオテ二 - 株式会社代表取締役社長
大羽宏一		大分大学経済学部教授	
高巖		麗澤大学国際経済学部教授	
高橋宏志		東京大学大学院法学政治学研究科教授	
鍋嶋詢三		社団法人消費者関連専門家会議顧問	
宮部義一		経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長	
山本豊		上智大学法学部教授	

国民生活審議会第20回消費者政策部会出席者

部会長	落合 誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	有馬 真喜子	国民生活センター - 会長
	岩田 三代	日本経済新聞社編集局生活情報部長
	浦川 道太郎	早稲田大学法学部教授
	加藤 真代	主婦連合会参与
	田中 尚四	日本生活協同組合連合会副会長
	野村 豊弘	学習院大学法学部教授・常務理事
	福川 伸次	株式会社電通 顧問
	福原 義春	株式会社資生堂名誉会長
	松本 恒雄	一橋大学大学院法学部研究科教授
	山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
臨時委員	浅岡 美恵	弁護士
	大羽 宏一	大分大学経済学部教授
	高橋 宏志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	鍋嶋 詢三	社団法人消費者関連専門家会議顧問
	宮部 義一	経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長

以上15名

落合部会長 それでは、ただいまから「国民生活審議会第20回消費者政策部会」を開催いたします。

本日は、まだ一部見えておられない方もおられるようですが、全体では16名で御審議をお願いすることになっております。

本日は2つ議題がありまして、第1の議題は「公益通報者保護制度検討委員会」の報告であります。

第2の方は「21世紀の消費者政策の在り方について」の最終報告案についてであります。

まず最初に公益通報者保護制度検討委員会報告書につきまして、同委員会の委員長として、報告書をとりとまとめられた松本委員長より報告をお願いいたします。

松本委員 それでは、報告をさせていただきます。

昨年12月26日の消費者政策部会におけるとりまとめにおきまして、公益通報者保護制度検討委員会を設置して、幅広い関係者を集めて議論をするということが決まりました。

これを受けまして、公益通報者保護制度検討委員会は本年1月24日の委員懇談会を含めまして、5月まで5か月にわたり計6回、集中的な議論を行いました。このたび報告書をとりとまとめることが出来ました。報告書の主な内容をこれから御説明いたします。

まず、1ページ目は、ただいま述べましたいきさつが書かれております。

2ページ目で制度の目的・必要性といたしまして、近年続発した企業不祥事というのが、企業に対する社会の信頼を損なっている。そして、これによって国民生活にもさまざまな影響被害が出ているということでありまして、このような企業不祥事の多くは、企業内部の労働者等からの通報で明らかにされたわけであって、今後ともこのような法令違反を中心とした通報は、正当な行為として評価されるべきであると考えられます。

このような行為をしたことを理由に企業が労働者に対して行った不利益な処分につきましては、判例等においても、一定の場合に保護されるケースが出ておりますが、必ずしもどのような内容の通報を、どのような形で行えば不利益な扱いから保護されるのかが明確でないのが現状であります。

他方、英国におきまして、包括的な法律が存在するほか、米国におきまして、個別領域で法整備が進められております。我が国でも企業内部におきましてさまざまな取り組みが行われているところです。同時にこのような事業者による取り組みを促進するためにも、労働者が解雇等の不利益な取り扱いを受けることがないように、通報者保護に関するルールを明確化し、予見可能性を高めていくことが必要であると考えられます。

このような制度を明確化することによって、コンプライアンス経営を促進し、消費者へ

の情報提供を促進し、被害の未然防止、拡大防止に資するということに加えまして、行政による監視機能を補完することが期待されるところです。

このため本委員会としては、制度の悪用防止という点を配慮しつつ、公益通報者保護制度の整備を早急に行う必要があると考えて報告書をまとめました。

制度化の過程におきましては、パブリックコメントなどでさらに意見を広く聴取すべきでありますし、制度化後の見直し等も随時行っていく必要があります。

次に、具体的内容であります。まず通報の範囲に関しましては、消費者政策部会の中間報告では、幅広い公益通報を対象として検討が行われることが望ましいと指摘しつつ、まず消費者利益の擁護のための公益通報者保護制度について検討を進めることとしております。これを踏まえまして、本委員会としても、まず、生命・身体・財産などの消費者利益を侵害する法令違反を本制度による通報の対象とすべきと考えます。

また、事業活動に伴って国民生活に影響が出る場合といたしましては、事業設備における事故によって、人の健康・安全に危害が及ぶ場合や、廃棄物等により環境に悪影響が及ぶ場合もあります。したがって、これら消費者利益を侵害する法令違反と密接な関係がある法令違反についても、本制度の対象とすべきであると考えます。

次に、法令違反の範囲につきましては、保護される通報の範囲を明確にするという観点から、消費者利益の侵害、人の健康・安全への危険、環境への悪影響に関する規制違反や刑法犯等の法令違反とすることが考えられます。ただし、厳密な法令違反であるということよりは、もう少し広く通報時に法令違反であると信じるに足りる相当の理由があった場合を含めて保護すべきと考えられます。

ただし、この対象の範囲につきましては、人の生命または身体への危害は極めて重大な問題でありますから、これら危害の恐れがある場合には、法令違反の有無を問わず通報の対象に含めるべきであるとの意見がありました。

また、広く消費者利益の擁護等を図る観点から、人の生命・身体への危害に限らず、財産への侵害についても、通報の対象に含めることとすべきとの意見もありました。

なお、本制度の対象とならない通報については、保護しないというわけではなくて、本法以外の一般法理に基づいて、個々の事案ごとに通報の公共性、公益性等に応じて保護が図られるべきであって、この制度が法律によって導入されたことによって、明確な保護の範囲に入るもの以外が保護されない、あるいは禁止されるといったような反対解釈がなされることであってはなりません。制度の実施に当たっては、この点について十分な周知を政府としても行うことが必要であります。

次に通報者の保護の内容であります。

労働者が通報を理由とした解雇等の不利益な取り扱いが行われることがないようにするための民事ルールを設定する必要があるというのが本委員会の結論であります。解雇という側面に限定されるのではなくて、降格や減給等、あるいは不利益な配置転換とか、業務に従事させないといった事実上のさまざまな不利益な取り扱いを含めて、してははいけないとすべきであります。

当初は行政法的な枠組みで検討するか、民事ルールの枠組みで検討するかというところから議論を始めまして、今申し上げたような民事ルールで保護を図るというコンセンサスができただけですが、他方で既に幾つかの個別の法令、原子炉等規制法、その他の法令におきまして、主務大臣への申告制度が存在をしております。したがって、このような行政機関に対する通報制度も個別の法令の実効性を確保する必要性の高い分野においては、有効な仕組みであると考えられます。

続きまして、保護される通報者の範囲であります。事業者には雇用されている労働者というのをまず保護の対象とする必要があります。元労働者とか、派遣労働者などの取り扱いにつきましては、更に検討をする必要があります。公務員についても、同様にこの法律の対象とすべきであるという意見もありましたが、既に公務員につきましては、身分保障が民間以上になされていること。更に犯罪についての告発義務が法律上課されていること等から、現行法におきましても、法令違反行為を通報することによる不利益を受けることは許されないわけでありまして。

そうではあります。この趣旨をより明確にし、行政内部でも徹底を図り、しかるべき窓口等を整備するように努めていく必要があると考えます。

続きまして「保護される通報先と保護要件」であります。事業者内部への通報と事業者外部への通報、事業者外部への通報につきましては、行政機関への通報とその他への通報という3つの段階に分けて考えております。

まず、事業者内部への通報につきましては、恐喝や加害などの不正目的で行われてはならないことは当然であります。その目的が主として個人的利益を図ることではないことが必要と考えられます。これを誠実性という言葉で表現をしております。

続きまして、事業者外部への通報につきましても、まず、英国の公益開示法を参考としつつ、次のような保護要件を設けることが考えられます。

そのうちの第一のタイプであります「行政機関への通報」につきましては、先ほどの事業者内部への通報における要件としての誠実性に加えまして、「通報の内容が真実又は真

実であると信じるに足る相当の理由があること(真実相当性)」という要件を満たすこと。

それから、行政機関以外のその他の外部への通報につきましては、次の3つの要件を満たすこと。

まず、「『誠実性』及び『真実相当性』の要件を満たすこと」という行政機関への通報の場合の保護要件を満たした上で、更に「事業者外部への通報が適切であること。」と「通報の対象となった事業者の行為によって発生し、又は発生するおそれのある被害の内容、程度等に応じて、被害の未然防止・拡大防止のために相当な通報先であること。」です。外部へ通報することが適切であることと、通報先が相当であることという2つの要件を行政機関への通報が保護される場合の要件に加えております。

事業者外部への通報が適切であることの具体的な例といたしましては、ここでは4つほどの場合が考えられるとして挙げております。

1つ目が「通報時において、当該労働者が事業者内部又は行政機関に通報すれば事業者が不利益な取り扱いを受けると信じるに足る相当の理由がある場合」

2つ目が「当該労働者が事業者内部に通報すれば証拠が湮滅されたり破壊されるおそれが信じるに足る相当の理由がある場合」。

3つ目が「当該労働者が事業内部又は行政機関に当該問題を通報した後、相当の期間内に通報の対象となった事業者の行為について適切な措置がなされない場合」。

4つ目が「通報の対象となった事業者の行為により、人の生命又は身体に危害が発生し、または発生する急迫した危険がある場合」であります。

以上が本報告書の内容であります。とりまとめに当たりますは、一部の委員から通報の範囲について、通報対象を法令違反に限定するのは狭過ぎるのではないかと。

それから、行政を除く事業者外部への通報の保護要件について、要件が通報者にとって厳しいのではないかとといった意見が出され、通報者の保護が現状より後退するのではないかとこの危惧を示す意見がありましたので、ここで申し添えます。

以上であります。

落合部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

浅岡委員 今日、資料7として私が思い付きました疑問点をメモいたしましたのを配付いただいておりますので、これに基づいてお伺いをしたいと思います。

私もこの検討委員会に加えていただきまして、私自身十分勉強した問題ではありませんでしたので、不十分な理解もあると思いますし、できるだけ追い付いていこうと思いつつ

議論に参加してまいりましたけれども、議論が十分なされたと思われませんし、現在、この制度をどう評価していいのかという考えるべき点において。

落合部会長 浅岡委員、済みません。浅岡委員の出されている資料の御質問は非常に詳細にわたっております。これを逐一議論することは適当とは思われませんので、基本的な点について絞って、浅岡委員御自身がこの委員会に参加をされて、この委員会の検討についてどういう評価を基本的になされているか、絞ってお願いしたいと思います。

浅岡委員 わかりました。私も時間を絞りたいと思います。

問題点ですけれども、1つは、ここでまとめたとのことですが、私は賛成できませんと申し上げましたが、ただいま報告いただきました案は、最終報告に出されたものは、公益通報制度の基本的考え方というくくりになっておりました。実際これは消費者利益に関するものというふうに絞って議論すると言われてまいりましたが、最後になりまして、非常に広い考え方を示すものと説明されました。

実際、その後の保護の対象の考え方、保護すべきもの、保護すべき通報の手順要件等は、そのほかの消費者利益に関するもの以外、あるいは公務、行政に関するものにつきましても、同じような考え方をするのだというふうになるのではないかと思います。もし、消費者利益の場合は特にこうなのだという理由があって、この内容が取られているということがあるのであれば、先生からそれを教えていただきたいと思います。

もし、この考え方が広く適用されるということを考えなければいけないとすれば、もっと広い議論が必要だろうと思います。

それから、次に法令違反についてですが、イギリス公益開示法では、法令というものが民事法、コモンローも含むものでありますから、いわゆる不法行為も入るわけでありまして、ここに言うような規制規範や刑法犯としているわけではありませんから、こんな議論が起こってこないのですけれども、それにいたしましても、この法令というのは、例えば条例は含んでいるのかとか、政省令は多分含まないというでしょうが、独占禁止法とか、消費者に係る法律など一体どれがどのように当たるのかという辺りも具体的な議論がないままでありますので、それはわかった上でしないといけないと思うのです。

法令違反かどうかについて信じるに相当な理由があった場合として、法令適合性を緩やかにするというふうに書かれておりますが、法令違反であるという指摘をするというのは何条何項という指摘をするものが必要なのかどうかという点です。本来から言えば、多分、何項に当たると述べ、当たることを信じるに足る相当な理由というふうに読めるのですけれども、本当にそういう理解でよいのでしょうかということも、具体的な議論を聞かせ

んでした。

一番問題なのは、そうした要件の下に、報告書4にある通報先と通報の要件というところにかかってきます。本日の文章の6ページに係るところでありますけれども、幾つか質問事項を書いています、どういう場合に6ページのイ.の(a)(b)に当たるというのか、具体的にどんな場合なのかということについては、議論を2、3回していてもわかりません。通報しようとする人にとっては、本当にどういう場合にこうして認められるのかということがわからないと思います。幾つかその疑問点を出しましたので、それについてお教えいただければと思います。

また(c)項については、行政機関等及び事業内部に通報して、相当な期間内に適用な措置がなされないということではありますが、これらは非常にわからない、不明確であります。相当な機関に適切な措置がなされるというのはどういうことなのか。それとの関係で、何かの措置があったというときに、その措置の中身についてはどうなるのか。どのようなことが、いつ、どうしてなされたのかが当事者に知られるのか。そもそも内部や行政に対して通報した場合、通報した場合というのは、どういう要件に基づいてした場合なのか、顕名が必要なのか、内部で議論した機会に言ったということは含むのか、本当にわからないわけです。

そうしたことにかかわらずに通報できる場合としますと、(d)項だけになるのですけれども、それは人の生命・身体に急迫した危険がある場合です。急迫しているというのは生命・身体にどの程度の危害を言っているのかもよくわかりませんが、そうしますと、(a)(b)(c)に当たらない限りは、経済的な問題というのは、本当に外に出てこない。行政内部にとどまっていたものが、それから後どうなっていくのか。法令違反だと本人が考えて通知をいたしましたとしても、行政の中ではどのような措置をするかどうかについて、何の保障もないわけですし、実に通報した後が不明確になってくると思われま。

このとおり読んで、もしもそういうことであるならばということなので、実際はどういうことなのかをもっと議論をしなければ、行政や事業者内部への通報の前置と言いますよりは、事実上前置になるわけですが、(d)項というものが非常に限定であれば、(c)項を経なければということになります、前置というより、その後が一体いつどうなって外部に出るのかもわからない。あるいは行政の中から、実際その後、内部で措置された後どうなるのかわからない。それを出そうとするとまた(a)(b)(c)に戻ってしまうということがうかがわれるものであります。

更に最後の の通報先の相当性ということではありますが、この相当性として考えている

ところは一体何なのかということであります。例えば弁護士に相談するということが一体何なのか。弁護士会が例えば談合 110 番とかやっておりますが、そこに通報するということは、一体これはどういうことになるのか。通報支援センターが活動し始めていますけれども、行政や事業者内部に同時に通報いたしましたとしても、これは保護されるのか非常に限られてくるということになります。事前に相談するというのはとんでもないということになるのではないのでしょうか。その辺りを明確にした上で、こうした制度がどういうふうに今後動いていくのかということを考える必要がある。そうした制度を設けることにどんな意味があるのかということを考えなければいけないと思います。

元へ戻りますけれども、先ほど通報の対象につきまして、一般法理に基づいて、この報告に言わない規制法規違反とか刑法犯に当たらないものは、一般法理に基づいて保護されるのだと。それを禁止するものではないと反対解釈してはならないと書いてありまして、これで決して制限をしていないと説明がございましたけれども、このことに皆様ごまかされたいと思います。

この対象による範囲を法令違反という表現は私は適切でないと思います。法令には民事法令を含むわけです。規制違反、あるいは刑法違反以外のものについて、それではそれが一般法理で保護されるというときの通報の要件というのは、この 6 ページに書いたものよりも、通報しようとする人に緩やかなものになるのでしょうか。考え方として、もしそのようになるということであれば、この 6 ページの規定は極めておかしいということになりますし、もし、それがならないということであれば、この 6 ページのラインというのは、大きくほかの問題にも関わってくる。すべての問題に関わってくる。これに門戸が開かれているという場面は、本当は何もないのだということについてもっとよく理解した上で考えなければいけないと思います。そのことがちゃんと説明をされてきていないと思います。

時間がないので細かく 1 つずつは申しませんが、このように狭く狭くし、更に狭く解釈するように制度をつくってきました理由は、この制度の明確化ということが言われたわけであります。

規制法に限る、としても何なのかよくわかりませんが、そうして入り口を、法律を並べて、例えばこの範囲ですよと見せたといたしましても、その中であっても、では、その通報が保護されるのかどうかということについては、6 ページのこれに該当するかどうか、極めて判断が難しい。それも非常に客観化された要件にしていきますと、当事者が自分は危ないと思う。これは処罰を受けるだろうというふうに考えるのが普通だと思いますけれども、そうして考えたということだけで理解されるということは多分ないというこ

とでしょう。

落合部会長 済みません。あとどのくらいかかりますか。これは貴重な時間で、お一人の方で15分となりますと、ほかの委員の御発言の機会がそれだけ制約されるということになりますので、その辺も少しお考えいただいております。

浅岡委員 わかりました。あと1分で終わります。

そうした問題について、本当にちゃんとした議論をしなければいけないということですが、明確化と言っていますが、何も明確になってはいない。これで通報しようとする人が、自分は保護されると考えられる部分というのは、本当に何なのかということをお考えいただきたいと思います。本当に狭い明確化のためにほかの保護される範囲がそれだけしか、通報する人にとっては明確にならない。では、事業者にとっては、どうしてこの制度をつくられることを急がれるのか。より自分たちが攻撃できる部分が広がっていくと。そういうふうに見えてくる制度をなぜそんなに急いで、議論もないままつくるのでしょうかということ。

それから、保護者、労働者について、パート労働者は含まないのだという意見が内閣府からあったと聞きましたが、これは本当でしょうか。

そして、保護される、解雇等が無効になるような通報でも、損害賠償責任や刑事責任が問われるということが、ある趣旨でこの記載が、免責規定がないのでしょうか。

そもそも英国開示法にならってとおっしゃいますけれども、英国開示法が現在雇用されている労働者だけに限っておらず、派遣や元労働者、退職者等みんな含んでいるということも踏まえた上でこの制度の議論をしなければいけないと思います。

どうもありがとうございました。

落合部会長 松本委員長にお伺いする前に、ほかのこの部会の委員の方々でこの論点につきまして、論点というか、この公益通報者保護制度につきましての御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

浦川委員 ニュアンスがちょっと違うかもしれませんが、基本的には、通報の対象については、やはり少し狭いのではないかと思います。これは危険な情報を通報させることで、国民あるいは消費者の利益を守るという目的であるとする、現在の安全に関わる法令・規則が十分に国民、あるいは消費者の安全を守るレベルになっているかということ、必ずしもそうではない。なかんずく安全に関わる法令規則というのは、構成要件が極めて厳密、あるいは細密に書かれていて、結果的に事故が起きてから後に法令規則を変えなければならないというのは多々あるわけで、したがって、法令事項に関する違反のみを対象にする

のは少し狭かろうという感想を持っております。

そういうことを考えると、少なくとも広く生命・健康への重大なぐらいは入れていいと思うんですけれども、危害がある場合には、これはやはり通報するということを認めてやる必要があろうかと思えます。

確かに誤解をした場合、ある相当な理由がある場合には免責してやるということもありますけれども、やはり誤解の対象が、今、浅岡委員がおっしゃったように、1つの解釈の問題になってきますので、生命・健康への重大な危険、あるいは危害があると労働者が認識したならば通報できるというシステムの方が私はいいのではないかと思います。

その点の担保というのは、これももう少し私も考えたいと思えますけれども、濫用の担保というのが、先ほどありますように中立性であるとか、あるいは真実相当性というところで相当縛りがかかっているならば、なおさらのこと、この範囲は広めた方がいいというのが私の考えでございます。

落合部会長 ただいまの御意見の中で、生命・身体に重大な危害が生ずる場合、それは法令違反に限らなくてということですか。

浦川委員 法令違反に限らずです。

落合部会長 具体的にはどういう場合を考えておられるんですか。

浦川委員 これはむしろ法令の方がどういうレベルであるかということに関わってしまうわけで、これは実際、事故が起きてから、安全規則が変わる。安全に関わる法令が変わるということが多々あることは御存じのとおりでありまして、これは消費者に関しては何かという話で言うと、大規模な原子力事故とか災害が起きればすぐにそういう問題が起きてくるわけですね。あるいは火災が起きれば、スプリンクラーの設置義務とか何とかというのはみんな変わってくるわけです。現状は法令に合っているけれども、しかし、この場合は危ないということを感じるというのは労働者は現場にいてわかるわけでありまして、それが後に安全規則の変更に関わって変えていかなければならないということはあるわけですから、私は重大な危害があるということその現場においてわかった場合に、それを通報させるということは意味があることだろうと思えます。

加藤委員 今、浦川先生がおっしゃったことと私もほとんど同意見なんですけれども、具体的に申し上げますと、日本で食品添加物として規制されているものはこれこれだどリストがあるわけですが、外国ではそれ以外に規制されていて、日本では規制されていないけれども、最近、日本で製造するときにはそれを使ってみましょうということで、もし日本でやられた場合は、それは法令違反ではないわけです。外国では規制されていて、

日本で規制されていないものが使われるということはあると思います。それは消費者にとって生命・健康に重大な影響を及ぼすようなものもあるかと思います。

もう一つは、やはり財産の問題というのは、最近の消費者トラブルの多くを見ていますと、金融商品絡みのことが非常に多いので、生命・健康への影響だけではなく、4ページにありますように、財産もその対象として含まれるべきではないかと思います。

それから、もう一つは、浅岡委員が大変たくさんの質問を出していらっしゃるわけですが、私は委員会に属しておりませんでしたけれども、委員会に属してありました消費者代表の委員たちから、まだ議論が十分ではないということを聞かされて、いろいろと私も報告を受けておりますが、部会でも審議不十分のまま、拙速に結論を出さないでくれというようなことを言っております。

それは私ももっともだなと思いますのが、非常に今言ったような通報の範囲について狭いので、生命・身体への危害や財産への侵害も幅を広げて規定してほしいし、それから労働者と言った場合は、今はほとんど派遣労働者とか、大きなデパートなどは、そのデパートさんがお雇いになっていらっしゃる労働者の方だけではない人がたくさんいるわけですし、パートもいますし、元労働者というケースで実際通報があった場合もあるわけですから、通報者の範囲も広くしてほしいとか、やはり通報先について事実上の事業者の内部通知前置、通報前置とならないように外部に通報した際の保護要件を整備することが必要ではないかと、こういう意見も私ももっともだと思っています。

私としては、これはここまで非常に事務局を始め委員会の皆さんが頑張ってきて練り上げてきたものであるのもったいない話で、火種をつくったわけですので、ここで更に十分もうひとiki時間をかけて、みんなから歓迎されるようなもの、特にこれは消費者のためにやると言っているんだから、消費者団体が喜ぶようなものをつくり上げるように、もう一段の努力を皆様をお願いしたいと私は考えております。

鍋島委員 5ページ、6ページの通報先と保護要件のところですけども、要は、イギリスの開示法を参考にしたとおっしゃっていますが、内部への通報を第一に考えるというのがなくなっている。特に6ページの(2)の「事業者外部への通報」のところでは、事業内部へ通報すれば不利益な取扱いを受けるおそれがある場合等一定の要件の下において」と、これはだれがどうやって決めるのか。あるいは先ほど言った内部への通報についてなくなったような、ここに書かれていないという議論について、どのような議論が行われたのかお聞きしたいと思います。

落合部会長 そういう趣旨は、鍋島委員は内部通報を原則とすべきだということですか。

鍋島委員　そうです。

落合部会長　そういう立場がこの報告書では明確になっていないので、そういうふうに変更がもしあったとすれば、その辺の理由を付すと。

田中委員　この委員会で非常に御努力いただいたということで、専門的に検討されたことが多いんだろうと思いますので、我々、素人が言うのは問題があるのかもしれませんが、私としても、幾つか疑問というか、そういう感じを持っております。

私ども生協は、消費者の組織であるとともに、事業組織なので、我々の事業内部における問題点をどう正すのかという問題も当然念頭に置いておりますし、そういう意味で言いますと、コンプライアンス経営をどう内部で実現していくのかということを努力しなければならないと思っております。それを進めることと、公益通報者への保護なり法令違反をどう解決していくかというのは、車の両輪と言いますか、双方に対する努力が要求されていると思っております。

現時点では、何らかの法令化を進めるとしても、試行錯誤があり得ることを念頭において、実情に合わせて改善していくような弾力性を持っておいた方がよいのではないかと。

あるいは、加藤さんなどのおっしゃったように、もうちょっと慎重に各方面の意見を聞いてから、最終整備の結論にさせていただいた方が場合によればいいのか。拙速でかえってマイナスの方が大きくなるということだけは避けるような進め方をさせていただきたいというのが第1です。

第2に思いますことは、この問題に関しても、労働者は一人ひとりの個人に過ぎず、事業主との間には能力・知識・情報の格差というのが非常に大きくあると思っております。だから、公益通報の場合に、これが本当に法令に違反しているのかどうか、個々の労働者がなかなか判断しかねるという問題が多いと思うんです。個人の立場で決断するというのは非常に難しいことに実際にはなると思うんです。感覚的に言えば、これは正義に反するから、何らかの行動を起こすべきだと思っても、実際には専門的な法律知識がないとすれば難しい問題が多くなるのではないかと感じますので、その辺はどういうふうに逆に担保されるのかという問題は実践的には非常に大事なことのよう思っております。

我々事業をやっているんで、個人的な利害や恨みとか中傷などに利用される危険性というのも一方では感じるわけでありませうけれども、やはり個人の人権を尊重するということが基本であるとするならば、その点から問題を整理していくという立場が優先されるべきです。バランスを考えつつも、そこのところは大事な問題としてあるのではないかと思います。

第3には、今、浦川先生や加藤さんがおっしゃったように、私は今言った法令違反かど

うかを判断する力ということも含めてですけれども、もう少し広く生命・身体や安全に関する危機が迫っているというふうに感じた場合に、それが許されるというか、できるというようなことは常識的なんではないか。それが本当に誠実性なり真実性の下に行われたかどうかをフィルターにかけるということについては、別に考える必要があるような気がしますけれども、この答申そのものをベースにして、すぐ法制化をするということについては、賛成ですと言い切れないような感じを持つということ率直に申し上げておきたいと思います。

野村委員 かなり細かな保護要件をお考えになっているわけですが、先ほど真実相当性の話が出てきましたけれども、これは通報の内容が真実かどうかということで、実際は真実でなくても、真実に足る相当の理由があれば、一応保護されるということだと思っておりますけれども、ほかの保護要件については、通報者が自分は保護要件に当たっていると、当たらなければ保護されないということに恐らくなるんだと思っております。

そうすると、非常に細かな要件を立てていると、むしろ通報しようと思う人間が抑制するという方向に働くのかというふうにちょっと思っております。そうかと言って、要件を満たしているというふうに誤解していたものを保護するというのも、あるいは広過ぎるのか。その辺について、委員会としてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただければということです。

岩田委員 私も検討会に参加させていただいて、全部は出られなかったんですけれども、この報告書について、不十分な点は私自身も何点かあるというふうに思っておりますが、見直しの規定とか、パブリックコメントをすると、これからも意見聴取をするというところを入れていただいて、かなり最初は委員の皆さんの意見の開きがありました中で、何とか第一歩をいうことでまとめていただいたというところで了承したんですが、1点だけ最後まで私自身もこれに書き加えていただいたところは、さっき皆さんからも御意見が出た保護の範囲のところ、法令違反に限るかどうかという部分で、私もやはり2つ目のこの通報の範囲についてはというところで書き加えていただいておりますけれども、生命または身体への危害というのは非常に重大であって、かつ一度起きると回復が不可能、あるいは非常に困難であるというところを考えると、やはり法令違反の有無を問わず、これは明らかに危ないのではないかとするのは通報できるようにした方がいいのではないかと意見を申し述べさせていただきました。

これは法令が後から付いていくというようなところは、医薬品ですとか、健康食品等も含めて何かあるんだろうというところで、最初から余り法令という枠をはめない方がいい

のではないかということ。

もう一つは、今、働いている方は非常に多様になっていまして、その会社で働いていても、パートタイム、あるいは有期雇用などだと、その中身を十分、これが法律違反なのかどうかというのを熟知するところまでいかないというので、法令違反というのをはめてしまうと、そこで迷いが生じて、通報に至らないということもあるのではないかということで、この生命または身体の危害のところにおいては広く解釈してもいいのではないか。この意見は検討会の中では、私以外にも何人かの方がおっしゃっていたと思います。

あと先ほど浅岡さんがおっしゃったので、私、通報者の範囲のところ、さっき申し上げたように多様になっているので対象となる労働者の範囲がもう少し広い方がいいのかなと思ったんですが、やはり直接雇用、間接雇用という部分もありますし、間接雇用の場合、どうやって守るのかといったような問題がテクニカルに難しいところもあるので、更に検討するという一文が入っているということで、報告書としてはこのレベルでしようがないかなと思ったんですが、さっきパートタイマーは外すという御意見もあったというふうに伺って、私自身は直接雇用はパートタイマーは当然入るものと思っていたものですから、その辺りの確認をさせていただきたいというのが1つ。

これは意見ですけれども、事業者外部への通報というところで、行政機関への通報云々というところでも、現在、窓口というのがきちっと、一般の人はどこに持っていけばいいんだろうというのがなかなかわからないところがありますので、将来的にですけれども、もう少しわかりやすい通報窓口のようなものもつくる方向で考えてもいいのかなと思っています。

以上です。

落合部会長 ほかに発言されておられない方、宮部委員どうぞ。

宮部委員 皆さんの御意見を承っておりますし、大分いろいろもめた問題もあると聞いておりますが、私は去年1年、コンプライアンス経営で、この場にもお出ししたと思いませんけれども、松本先生が消費者に信頼されるための企業はどうあるべきかということを一生涯懸命やってきたわけです。その中で、大きな目玉がやはり公益通報ではなしに、社内で風通しをよくして、すべてのことを言ってきてくださいということで、今、我々もそういうことで企業の中を透明にして、何でも相談できるところをつくりましょうと。それでもし御不満ならば、別途に設ける弁護士さんところへ行ってくださいというようにしてきたわけです。現在そういう指導をしているわけです。

この中で何が大切かという、法令違反であるか、法令違反でないのかというような途

巡する労働者をつくろうとは思っていないので、何でも言ってきてください、こういうふうに今仕向けているわけです。

そうすれば、今いろいろな方から法令違反か違反でないか、どこへ持っていったらいいかということでもなしに、やはり企業自体が全部受け止めようという立場にいるわけですから、私は英国流のやり方ということで、企業内部通報が前置ということはずっと考えていたわけです。これがずっと抜けて、そうすると、どこへ持っていく。その範囲はどうあって、要件はどうであるという難しい議論になるんで、実際の被害が昔の企業だったら、つぶすかもしれませんけれども、今はそういうところは少なくなってきて、一生懸命、我々は啓蒙活動をやっているわけですから、ここは企業をある程度御信頼いただいて、企業の内部への相談ということ前置を入れていただいた方がよくなるのではないかなという気がいたしますので、この辺もお答えいただけたらと思います。

山中委員 これまでおっしゃられました消費者代表、あるいは浅岡先生の提案のものを含めまして、私は意見というよりも、質問をしたいわけなんです、4ページの3.ですが、今まで皆様がおっしゃっていらっしゃいましたことが、ここに文章化されて載っているわけです。(3)の真ん中辺りからちょっと下ですが、法令違反有無を問わず通報の対象と含めるということとか、侵害の事実またはそれ恐れがある場合には、通報の対象とここに出ているんです。だけれども、その最後が「こととすべき意見があった」ということになっていて、「すべきである」で終わっていないんです。そのところが私は質問をしたいのですが、そこで止めた理由。ただ意見が出たよというだけで止まってしまったその経緯はなにゆえかということをお説明いただくと、もっとはっきりとしてくるような気がするんですが、お時間がありましたら、お答えをいただきたいと思います。

以上です。

大羽委員 先ほど松本委員長からの御報告の最後のところで、通報の範囲について法令違反は狭過ぎるという御意見があった、外部への通報の要件については、厳し過ぎるという御意見もあったというお話でした。また最後に、現状より後退するものではないかという意見もあったということなんです、私見としては、非常に狭い形であっても、現状よりは非常によくならないかなと思うわけですが、多少そういう御意見もあったとすれば、なぜに現状よりもマイナスになるのかという御意見をお伺いしたかったということが1つあります。先ほど岩田委員の御質問でも出ましたけれども、私はもともと通報者というのは、当然のことながら、労働契約を前提にしているということであれば、パートタイマーも当然に入るんだと思っておりました。とすれば、逆に元労働者の方はちょ

っと難しいのかなと思っておりました。それから、ここに書いてあります派遣労働者に関しては、派遣先と企業との関係なのかなと思っておりましたので、いわばパートタイマーは当然のことながら入る。それから、元労働者も考えてみれば年金受給をしているという意味では、元の雇用主との関係においては、いろいろなフリンジベネフィットを受けているということなんでしょう。そこで意地悪をされるということはあるような話なんですけど、そこまで広げなくてもいいのかなと思っておられます。これは私の意見であります。

落合部会長 ほかにございますでしょうか。今、各部会委員のお話を伺っても、この問題は非常に意見が対立する問題であり、そういう意味ではなかなか全員一致でこの方向がいいというものを出せるようなテーマではないことは確かですけれども、それにも関わらず何らかの方向性を出すということがこの部会には求められているということがございます。

したがって、それらを踏まえて、この部会としての対応を決定しなければいけないということになりますか、その前にいろいろ委員の方々から意見のほかに質問という部分もかなりありましたので、その辺につきまして、委員会における検討においてどのような状況であったのか、おわかりになる範囲で松本委員長の方にお答えをしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

松本委員 いろいろ御意見、御質問が出ましたが、それぞれ一定の不満をお持ちだということはおわかります。ただ、この委員会として多数決を取ってというのではなくて、ここまでは当然だという意見と、ここまではやむを得ないという意見の歩み寄りのところで合意がなされた部分について、書き込んでいくと、このような内容になったということがあります。

あと、残りますのは、そのように歩み寄った形での双方不満の内容のものでは、むしろマイナスの影響の方が大きいのではないかという反対解釈の力学に基づく危惧につきましては、これは評価の問題でありまして、必ずそのようなことになるというわけではなくて、私はむしろコアになる部分を明確に制度化することによって、周辺に及ぶ影響はむしろプラスの方が大きいのではないかと思っております。

すなわち、この制度はその範囲に明確に入る部分以外についての公益通報を禁止するとか、処罰するというたぐいのものではなくて、ある範囲に入ったものはきちんと保護しましょうというだけのもので、従来漠然として保護されたり、されなかつたりした、しかも抛りどころとなるルールも権利濫用のようなものであったのを、公益通報という考え方をいれて権利濫用を一層具体化したものであって、従来よりはきめの細かい保護が図られる

ようになってくるのではないと思います。

それから、細かいところで、こういう場合は保護されるんですか、保護されないんですか、労働者としてはどういう手続を踏んで外部に持っていけばいいんですかという御質問もございましたが、最初に委員会で議論したときに、行政法的枠組みによる保護と、民事ルールによる保護という2つの典型的なやり方、理念型を立てて議論をしました。行政法的な枠組みでいくということになると、手続というのがまさに重要になってくる可能性がありまして、どのような段取りを踏んでどうして、そして行政は何日以内にどうこうしてとかいうことになるかもしれないわけですが、民事ルールでいこうという点でコンセンサスが取れました。

民事ルールというのは、一応法律ではありますが、むしろ事後的な形でその内容が明らかにされていく類のものであって、ここでこういう手続を踏んで、これをやって、次これをやってというものではないわけです。

それぞれの関係者の判断でこうした方がいいということは、当然法律の内容から考えますと、結果として出てまいります。消費者契約法も事後的な裁判ルールですけれども、紛争を避けるためには、このような内容の約款にした方がいいとか、勧誘方法に気をつけた方がいいという効果が十分にあるわけで、それと同じように、当然事業者や労働者の行為にも影響を与えるわけですが、行政手続的な、あるいは刑事罰を課されないためにはこうすればいいとか、そのようなものとしての厳密な手続というのは、考えるべきものではないと思います。そういう意味で、野村委員が御指摘された余り細かな要件を立てると、むしろ逆効果なのではないかというのは、確かにそのとおりでありまして、民事ルールであるということは、むしろある程度一般的な要件が入ってこざるを得ない。それをさまざまな他の事情と考慮しなから裁判所が最終的に判断をして、そこから具体的な規範が浮かび上がってくるという形で動かされていくのではないかと思います。

勿論、はっきりしているところははっきりさせるべきですが、細かくぎちぎちのところまであらかじめきちんとしておくというのは、少し難しいところがあるかと思います。

それから、法令違反は狭いと言われればそうなわけですけれども、例えば食品に関しまして、食品衛生法を見てみますと、有害有毒な食品とか添加物とか包装・器具などを販売したり、販売のために製造してはいけないという規定があるんです。これだけだと結局、事業者は自分の判断でやらなければならないから、政府として規格や基準をつくって、これはだめとかいうルールを定めているわけで、添加物については、使ってよいものはこれとはっきりと決めています。規格・基準のないものについては、では、健康被害がある

ような恐れが確実であるという場合に、食品衛生法違反にならないのかということ、法律の構造上はそういうものは売ってはいけないと書いてあるわけですから、規格・基準違反ではないけれども、法令違反ということになるのではないかと法律を読んでいる限りは感じます。

安全関係の法規に、あるいはこの種の事業者に安全であるものを製造・販売することを義務づけて、安全かどうかの判断は自分でやらせるという類のものは結構多いのかもしれない。そうなりますと、事業者内部の人として、安全ではないと判断する相当な科学的な理由があるとかということであれば、それを指摘することは法令違反を指摘することになるというふうに考えてもいいのではないかと思います。

大体以上であります。

幸田消費者調整課長 委員会での議論に関して何点か御質問がございました。すべてに関してお答えは難しゅうございますが、基本的な部分だけお答えしたいと思います。

まず1点は、「法令違反に限り」という部分につきまして、人の生命・身体への危害については、法令違反の有無を問わずに、おそれのような場合を含めてもいいんではないかという意見、これは委員会でも非常に大きな議論になりました。結論的になぜこういう表現になったのかという御質問でございますけれども、委員会では法令違反のおそれと申しますか、人の生命・身体への危害のおそれといったものを含めた場合に、通報者のいろんな主観によって恐れが範囲が変わってきて、それらをすべて保護するとなると、事業者側から見て、制度の運営が必要に混乱する恐れがあるという懸念が示されまして、そこについては合意を得るに至らなかったということでございます。言い方を換えますと、法令違反の部分についてだけ最低限の合意が得られたということ。人の生命・身体への危害の恐れ、あるいは財産の侵害という部分については、合意を得るに至らなかったとの意見があったという形になっているということでございます。

最後の通報先、保護要件の部分でございます。ここも委員会の中では、事業者の内部通報を前置すべきという意見もございました。

それから、その他事業者外部への通報の要件が厳し過ぎるという意見もございました。そういったさまざまな意見の中でこのような形に最終的になったということでございます。

それから、パートの問題で何名かの方から御質問がございましたけれども、報告書は雇用されている労働者というのは明確に通報者に含めるということになっております。そういう意味において、パートは雇用されている労働者ということであろうと思います。ただ、退職者と申しますか、元労働者とか、派遣労働者とか、直接雇用関係のない労働者でもさ

さまざまな不利益を被る可能性がある。それらの方々については、不利益を被る可能性のある労働者については保護が必要であろうと。その範囲についてはさらに検討すべきであるという仕組みになったということでございます。

それから、細部について、必ずしも詰まっていけないのではないかというような議論でございますけれども、ここにつきましても、委員会の方で事務局の方から制度化を図る過程でさまざまな形で関係者の御意見を伺っていくということをしていきたいと考えているというふうにお答えをさせていただいた経緯がございます。

以上でございます。

落合部会長 そうしますと、部会としては、公益通報者保護制度につきましては、部会の下に委員会を置いて、幅広い関係者によって具体的な検討をしてもらうということでこの委員会を置いて検討して、本日その報告、内容を受け取ったという経緯がございます。

したがって、部会がそういう形で検討を依頼したということもありますし、この部会で改めてこの問題について議論をするというのも、もはやこの部会は6月いっぱい期限が切れるということで、それも困難であるということもございます。

したがって、部会としては、この委員会報告というものを尊重したい。この委員会の報告自体も1つの意見、ほかの意見を切り捨てて、1つの意見で書かれているというわけではなくて、反対の意見があったこともちゃんとメンションされておりますし、その意味ではバランスをそれなりに配慮した形になっているところでありますので、この消費者政策部会の最終報告書の中に、この委員会の報告書を取り入れるという形で、公益通報者保護制度については取り扱うのが適当であるというふうに思いますので、その方向で是非御賛同をいただきたいと思います。

加藤委員 その前にお伺いしたいんですが、例えばここで時間切れだから、この部会としてはできないのでということになりますと、この委員会の報告書はそのまま部会の報告書という形になりますね。その後の取り扱いはどういう事務的な予定になるわけですか。最後は法律の案として出ていくわけですね。その間はどのような形になるわけでしょうか。

落合部会長 その点は事務局の方に、部会の最終報告が出てから以降の手順ということになるかと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

幸田課長 消費者政策部会の最終報告書にこういう方向性、基本的な考え方、制度化の方向性が盛り込まれるということになりますと、政府として、制度化の検討作業に入っていくということになるわけでございますけれども、先ほども申し上げましたように、1つは、制度化を図る過程でさまざまな形で関係者の方々から意見をお伺いする。あるいはパ

ブリックコメントにより、広く御意見を伺っていくということが必要であろうと考えております。もう一点、これも検討委員会の方でも御発言させていただきましたけれども、国民生活審議会、今の委員の任期は6月で切れるということでございますけれども、次期の国民生活審議会におきまして、従来と同様な形で消費者政策部会というものが設置をされていくということになれば、適切な時期に、制度化の検討状況等について御報告をし、御検討いただくという機会を設けたいと考えております。

浅岡委員 私は松本先生に是非ともお答えいただきたいと、書面にも書いておきましたところを理解していただいていると思いましたが、この6ページのイ.の2つ目の については、これは例示なのでしょうか。限定列挙の趣旨でしょうか。検討委員会のときにも、お聞きいたしましたけれども、よくわかりませんでした。返事がちゃんとありませんでした。この要件が出てきましたのは、検討委員会の最後の日であります。私はこのものについて問題だということ、こうあるべきだということも申し上げますけれども、そうした意見もほかにありましたが、何ら本報告書には出ておりません。一切この要件について、これが問題であるという指摘が見えるものにはなっておりません。その点は、このままでは検討委員会のまとめ方としても、部会のまとめ方としてもおかしいと思います。

先ほどどういう場合が問題になるのかと言われましたが、資料2の39ページにも簡単なまとめが一部出ていますが、例えば工場廃液を不完全処理によって水道被害が起こったということを労働組合が地域にピラを配った。こういう場合はこの要件の中にどこにあたるといえるでしょうか。

偽装表示米の販売行為について、顧客に文書を送った。これについても解雇をされておられません。

銀行内の問題につきましても、批判する本を出版してその中に書いた。懲戒解雇になったが、それは無効だと。訴訟になったケースは多くありませんけれども、こうしたものがこの通報要件にあたらぬから、相当ではないと言いましょうか、この場合に保護されないということではないのだということであれば、この6ページの(2)の「事業者外部への通報」のイのところの3つの の最後に、これらに掲げる要件を満たさない場合であっても、解雇を有効とするものではないとすべきです。解雇等不利益な措置を有効とするものではないと反対解釈されてはならないという4ページの(4)というのは、通報の範囲のところだけに書いているのですが、皆様を誤解させているように思います。全体にそうした趣旨がかかるともし書かれるのであれば一応理解ができます。でもそのようにならない構造だから、この問題が起こっているわけです。

先ほど宮部委員もおっしゃいましたが、事業者としては、法令違反かどうかということで、実際事業者内部に通報を受けたときに仕分けなどをしていては、本当に風通しなどができるはずがないわけですが、宮部委員と同じ所属の経団連の方等は、法令違反でなければならぬというふうに頑張られたわけです。こういうことも何のためにこんな制度を設けているのかということを見せております。この通報の最後のページの部分については、本当にこれは大きな縛りになってくるものです。松本先生は、いや今後の問題というふうにおっしゃられるのですが、まず、これが例示なのか、例えばという話で例示で、。そういうふうにならざるに法令になるときはちゃんと書かれるんですよ、少なくともそういうことなのかどうかを明らかにしてもらいたいと思います。

落合部会長 今の御質問というか、御趣旨は非常によくわかりますけれども、言わばこの部会としては、法律案をつくるぎりぎりのところまで、細かい論点まで詰めてぎりぎり議論する場ではないというふうに、消費者政策部会自体のマンデートは、こういう公益通報者保護という制度について、一体、消費者政策という中において、基本的な方向はどういうふうにするのかということ議論するための場であります。したがって、この場は何も法律の専門家だけ集まって、非常に法制局的なある意味での細かいところまで詰めて立法をつくるという場ではなくて、もう少し消費者代表の方々、事業者代表の方々、そういう意味で法律のプロフェッショナルでは必ずしもない方々が入って議論する場であるというのは、もう少し大所高所を中心にして、これをどう見るんだということを議論する場であると思っておりますので、そういう意味では、今、委員から御指摘があった部分まで詰められていなければ、これは部会の報告にはできませんというものではないと思いますし、今、委員が言われたようなことを、もしこの6ページに付け加えるとすると、委員会においてそういう議論がなされて、それについて全委員が公平に言う機会を与えられていて、なおそのような形でまとめるということに了承を得られたんだったらそういう記載ができるはずですが、一体そういう委員会の議論があったのかどうか。もしそういう議論がなされた上であるならば、ここでそれを付け加えるということも可能だと思いますけれども、その点も含めまして、松本委員長、いかがなんでしょうか。

松本委員 細かい条文化を念頭に置いて、文言についての議論をしているわけではありません。先ほども言いましたように、さまざまな関係者が歩み寄れる範囲で、一方はこれが入るのは当然である。もっと広げろという意見と、もっと狭い方がいいんだというけれどもここまでなら応じてもいいという意見の一致したところで書いておりますから、例えば今問題になっているところでも、通報が適切であることについて、裁判所に任せて、さま

ざまな要素も考慮した上で総合的に判断してもらおうというのが、民事ルールとしては一番収まりがいいんだらうと思いますが、それでは具体的にわからないという意見がありましたので、例えばこういうのが考えられるということで挙げていただいたわけです。ここに挙がっているものは、保護するのが当然であるという一方では思い、他方で、仕方がないと思うという部分がかかれていて、もっとこれ以外にも入れろという声があるだろうし、他方でそんなのは入れるべきでないという声もあるでしょうから、これはそれ以上のものでも、それ以下のものでもないものというふうに御理解いただければよろしいかと思えます。

有馬委員 この委員会からの文書の扱いについて、消費者政策部会からの報告にどういうふうに掲載するかということについての意見でございますけれども、私は公益通報者保護制度というのはできた方がいいと思っております。

ただ、この報告を受けて、この委員会において、この報告書に述べられている2点について、この消費者政策部会では、その問題についての非常に関心が深くて議論があったということを書いてはどうかと思うわけです。

それを4ページの(3)の2段落目のところの、先ほどから皆様が御発言になっております「これら危害の恐れの場合には、被害の未然防止・拡大防止の観点から、法令違反の有無を問わず通報の対象に含めるべき」であるということに関して、これを支持する意見が多かったと。ここには少数意見という形で書かれておりますけれども、それが多かったということ。

もう一点は、5ページの「通報者の範囲」の①でございますけれども、通報できる労働者の範囲については、もう少し幅広に検討すべきであるという意見が多かったということを書いてはいかがかと。

更に全体の原則として、松本委員長のおっしゃった、これは決して制限的に働くものではなくて、基本的なルールをつくるものであるということの確認があったということを書いてこれで報告書に入れるというふうにしてはいかがかと思えます。

以上でございます。

落合部会長 ただいま有馬委員のお話がありましたけれども、委員会自体の体制というか、多いという表現が今あったんですけれども、多い少ないという感じからすると、大体委員会の様子はどのような感じだったんでしょうか。

松本委員 先ほどから何度も言っておりますが、議論を何回もやれば違った結論が出るたぐいの論点かということ、そうではないのではないかと。双方が歩み寄れた範囲で書いてい

るものがこれですから、もっと長期間やればどちらかが引っ込むということであれば変わってくるのかもしれないですけども、むしろ長期間議論をすることによって、社会的な関心とか、現在の盛り上がり冷めてしまって、立法の時期を失するという不利益も考慮する必要があるかと思います。

落合部会長 実際の議論の様子につきましては、一番委員長がとりまとめに苦労されて、実際に何回も議論をやったわけですので、具体はそういう意味で、専門的な方々、あるいは各代表の方々に入っていただき、具体的に議論していただくということで、議論をお願いしたので、先ほど私が言いましたような形でこの報告書については部会の最終報告の中へ取り入れます。ここで幾ら議論しましても、議論はある意味では果てないというテーマでもありますし、その次の21世紀の消費者行政の在り方という、この部会が本来的に任務としているテーマの課題については、まだ全然議論に入れられない状況にあります。

同時に、事務局の方からも話がありましたように、実際に立法化するに当たっては、この消費者政策部会の次に置かれるであろう国民生活審議会の中で、そこで消費者政策部会というのが置かれれば、置かれない場合でも、何らかの形で事務局としても、国民各層の意見を十分取り上げた形でこの立法化に当たっては、そういうものを考慮して進めるといって話でありまして、局長、そういうことでよろしいですね。

永谷国民生活局長 はい、結構です。

落合部会長 ですから、そういうことで、ちょっとまとめさせていただきたいと思いません。

田中委員 今日のいろんな議論を聞いて最終報告が書かれるということかと思うんですけども、消費者政策部会は今日出された報告について議論するのか、最終文書がどう表現されるか、について我々はどう判断するかということですか。

落合部会長 そうじゃなくて、ここで議論しているのは、検討委員会の報告書を、我々の部会の最終報告書の中に公益通報者制度に関する大所高所の議論としては、我々の下に置かれた委員会でのこのような議論があったという報告書を、最終報告の中に入れようという趣旨です。部会として公益通報者保護制度について基本的に議論をして決めるというよりも、ここは部会の了承を得て、検討委員会を設けてそこで検討してもらおうとしたわけですから、その内容を我々の部会の報告でリファーマするということにしようということなんです。

田中委員 お話はわかりました。我々としては専門委員会をつくって検討をお願いして、このような報告がなされたという客観的事実を最終報告書の中に入れるということであるならば、多少書き方のニュアンスというのはあるのかもしれませんが、それによる

しいんじゃないかと思います。

落合部会長 私が申し上げているのはそういう趣旨です。

田中委員 そういう趣旨であればよろしいのではないかと思います。

加藤委員 ちょっと質問ですが、そうすると部会がこれを部会報告としたということにはならないわけですか。

落合部会長 部会報告書の中に入りますから、なるわけです。ただ、読めばわかりますように、この部会でこの問題を正面から取り上げて議論したのではなくて、部会が具体的な議論の検討をお願いした委員会において検討された結果はこういうことである。それについて、了承というとあれかもしれませんが、そういう内容であったということ、言わば自分たちが議論してくださいと任した委員会から上がってきた報告書はそういうものです。したがって、これも併せて部会の報告書の中の一部に取り入れた形でいたしましょうという趣旨です。

浅岡委員 落合先生のお話は、これから議論する 21 世紀型消費者政策の在り方という中に、部会の全体の一部として入れますと。それを了解してくださいと、こういう趣旨になるわけですね。

先ほどから松本先生からお話もありましたが、法律要件を議論しているのではないと言われましたけれども、行政外部への通報の要件がどういうものであるのかというのは限定列挙なのか、全くの例示なのかという点は極めて大きな問題で、どういう制度をつくるのかということの基本的な問題であります。また、先ほど言いましたように、公益通報支援センターに相談するということすらこの中では事実上できなくなってしまう。事業者の方は、事業者内部への通報前置にしてくださいと前から言っておられましたが、それを行政の情報収集という形で事業者と行政が情報を共有しましょうという仕組みになっているわけです。そういうことについて問題点は、私はこの検討委員会でも申し上げましたし、事業者の方が承諾しなかったんだということ以上の返事はなかったわけでありまして。そういうものをこの 21 世紀型消費者政策の、しかも、マーケット・メカニズムを活用して、透明な社会をつくろうというものの中に入れるということについては賛成できません。

少なくとも、外部通報について、有馬委員がおっしゃられたように、決してこれだけしか保護しないというものではなくて、最低限保護するというものであって、それ以外はまだオープンエンドなんだということをお書きいただくということであれば、それは事実だと思います。

落合部会長 部会の報告としても入れるというのには反対ということですか。これは部

会が公益通報者検討委員会に検討してくださいと言って委ねて、その内容がここで上がってきたわけですから、それを部会の最終報告の中に取り入れること自体については何も問題はないんじゃないかと思います。

報告書の内容そのものが自分にとって反対であるから、全体としても認められないというのは、言わば検討委員会での議論の延長をそのまま部会に持ち込むような感じで、ちょっとその辺の理由がもう一つよくわからないんですがね。

浅岡委員 検討委員会の延長と、勿論、検討委員会で議論が尽くされていないから、議論しても仕方がないからというのは、事業者の方が、当面了解されないからということですよ。こういう問題は、今の機会を逃せば社会的関心を失うからということでありますが、今後こうした問題についての関心が低くなることはないと思います。国民の意識はもっと高まっていくと思います。このまま入れることに同意してくださいとおっしゃられる趣旨ですから、私はこれには大変大きな問題があると思うので、賛成はできないとの私の意見を申し上げているわけです。

落合部会長 それは何というか、部会の中の報告書の書き方そのものについて、委員会での意見をそのまま延長して、自分の意見が通らないから反対であるという、つまりこの問題は浅岡委員のようなお考えの方もおられるでしょうけれども、それと全く反対の方々もおられる中で、松本委員長が苦労した形で報告書をまとめたわけですよ。そして、ほかの委員の方々も、そういう意味ではこの報告書の内容に100%満足しているというわけではなくて、しかし、そういう意見の違う中で何とかまとめられるところを表現してやってきたら、ここまでできましたということなんですから、お互いに譲り合ってやっているわけなので、そこで頑張られますと、これは全体として非常に困るということになりますし、部会の報告書をつくるという作業が進まないということになるわけで、その辺もお考えいただきたいなと思いますが、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

福川委員 検討委員会で大変御苦労されて、難しい問題を、また、意見が分かれているところをおまとめいただいたところだと私も思います。今、部会長もおっしゃるように、確かに委員会というのは全員合意ということができる場合もありますが、できない場合もある。その場合は、委員長がその中で妥協できる範囲のものをとりまとめるというのが普通の委員会の運営だと思います。

どこまでなら適用できるか、できないか。委員長のお立場としてなかなか明確にはおっしゃりにくいことは私も想像がつきますが、言われているように、確かにここが双方の意見から言うと、ぎりぎりの妥協点だというふうに私は理解をいたしました。

勿論、これから報告書が出ました後に、どうやって立法にするか。それは最後はまた国会に行って、そして多数決で決まっていくという。法律としてどういうふうになるかならないかという形で進んでいくわけですので、学識経験者という立場での部会報告、あるいは委員会報告としては、この時点でとりまとめておかないと、また時間的な問題もあるし、委員会の任期ということもありましょうから、ここで一応まとめておいて、その後は立法手続、あるいは国会の審議という形で変化していく可能性がある。勿論、事態の変化も予想されますし、人々の意見の変化も予想される。その次にもし問題があれば、次の審議会でもう一回議論するという場もあるということで、時間的な制約があるとするれば、私は現時点でとりまとめておかざるを得ない。そうすると、今の検討委員会の議論から言うと、これがぎりぎりの線だと委員長がおっしゃるのであれば、それで私はとり進めていくべきだし、それからこの部会と委員会との関係は、今、部会長が整理されたようにお任せしたわけですから、お任せした以上、それを尊重せざるを得ない。もし、それが不満だったら、お任せしなければよかったわけですが、お任せしたわけですから、私はやはりその結論を尊重していく。私は全体として見ると、これは大変画期的な制度がここで発足をしたと思いますし、むしろこれが一つできたことによって、その議論がさらにまた進められていく、深まっていく、関心を呼んでいくという可能性が十分あると思うので、私は今の時点で判断をすれば、部会長、検討委員長のとりまとめということを尊重したいと私は思います。

浦川委員 いろいろ検討委員会で御苦労があったというのは私もよくわかりました。いずれにせよ、検討委員会と言いますか、この委員会でいろいろ議論があったということの中身も相当対立もあったし、それから先ほど松本委員長からお話を伺いましたけれども、私が申し上げた法令ということもレベルのとらえ方がどの辺にあるのかということのも、必ずしもフィックスされていないようにも思えます。

そうしたような場合、当然これを基にさらに立法化に入ると言った場合に、当然これは1つの意見の対立点が示されたということであって、当然拘束的なものではないでしょうし、ここを見ても、すぐに答えが出るというわけではないと私は思いますので、むしろ論点の整理という点からすれば、1つの整理が行われたということは事実であります。対立点も明らかになったわけでありますから、それで私どももこの検討委員会に意見を求めたわけでありますし、私としては、そういう認識の下でこれを報告書に入れるということについては結構だろうと思っております。

落合部会長 今お二人の委員からまとめの方向について御意見が出されましたが、そういう方向でよろしゅうございますか。

浅岡委員 私が申し上げているのは、この問題はこれで立法を進めますというについては、特に6ページは非常に問題がありますとの意見を申し上げておきます、ということです。検討委員会で議論をした。検討委員会を設けられたから、消費者政策部会というのは、それに丸投げなんですよと。まさかそういうことをおっしゃられるわけではないと私は思います。皆様もそういう気持ちで今日の議論をお聞きされていると思います。

落合部会長 勿論丸投げというわけではなくて、我々の部会が6月で任期が切れてしまうので、議論を継続することができない。したがって、具体的な検討をお願いした委員会の報告を部会の最終報告の中に盛り込むと言っているだけの話なんです。

浅岡委員 問題点がこの6ページに全く出ないということについて申し上げているんです。

落合部会長 浅岡委員が言っていることはわかりましたよ。ほかの委員の方、それから浅岡委員も含めて、結局は浅岡委員のこの委員会の報告書に非常に不満であるということは非常によくわかりましたけれども、部会の最終報告書のまとめとしては、この部会では、私が先ほど申し上げたような方向でまとめるということによろしゅうございますね。

浅岡委員 私は既に申し上げております。

落合部会長 それでは、ちょっと議論が白熱しましたので。

加藤委員 私も先ほど幸田課長さんがおっしゃいました制度化に至る間に関係者に意見を聞くと言っていたらっしゃいます。それから、パブリックコメントを求めるとおっしゃいました。そこを信じたいと思います。そのやり方は非常に広く、マスコミの人も傍聴しているなら訴えたいです。国民が何を求めているかということをも十分把握した上で制度化に持って行ってほしい。非常に限られた時間の中で、このまとめに参加したということを行っている消費者代表が何人もいます。こういう状況のまとめ方であったということを私は残念に思います。時間が足りなかったということがありますから、私としては、その報告を彼女たちから聞いたときに、ケーススタディーが余りにも少ないのではないかと。しかも、既に支援センターなど動いているところが救っているものの20%も対象にならないと。そんなようなものをつくってどうなるのか。むしろ公益通報抑圧法になるのではないかと。この心配を持っているわけです。そのところが今後の制度設計に至るまでの間の立法化の間での、もう少し国民的議論の場を先生方やら、皆さんやらでつくっていただいた上で、今回この火種をつくったという功績に対して、委員会に対して私は敬意を表して、我慢するとは言いませんけれども、そういうことかと思えます。

落合部会長 議論も大分白熱しましたし、5分くらい休憩をいたしまして、我々の本来

的な任務である部分、まだ残っておりますので、5分くらい休憩したいと思います。

(休 憩)

落合部会長 それでは、白熱した議論でお疲れだと思いますが、また更に重要なテーマがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の議題は、消費者政策部会の最終報告(案)というものであります。それでは、この資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

もう一言忘れまして。時間の関係で、退席せざるを得ないという高橋委員がおられますので、審議の冒頭に退席される関係上、高橋委員をお願いします。

高橋委員 本務の関係で退席いたしますので、私の意見を説明を聞く前に申し上げることをお許してください。

21世紀型の消費者政策の在り方についてという資料を、事前に送付していただいて読みまして、基本的には私はこの在り方について賛成しております。私なりにいろいろ意見がないとは申しませんが、先ほどの言葉、大所高所から見ますとこういう辺りが現時点では適切であろうという判断を持っております。

もう一言申し上げさせていただきますと、この部会でも何度か議論になりました、弁護士報酬の敗訴者負担の関係の議論をすべきだという御議論がございましたので、それについて触れさせていただきますと、私は既にお話申し上げましたとおり、それは議論に値する問題だとは思いますが、それを議論するにはいろいろと弁護士制度、あるいは弁護士報酬の在り方について勉強をした上で議論をしなければいけない、その場としてここはいろんな制約がございますので、適切ではないということを申し上げまして、今でもその考えは変わっておりません。それを私から見れば受けていただいたのだと思いますが、この資料3には弁護士報酬の敗訴者負担について等、部会としてどうこうという意見が載っていませんので、載っていないということを含めてこの資料に賛成だということを申し上げます。

以上でございます。

落合部会長 それでは、資料3につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

中村消費者企画課長 それでは、資料3「21世紀型の消費者政策の在り方について」につきまして、説明させていただきます。

時間の関係もございますので、前回からの新しい部分、あるいは委員の皆様方に事前に

送付させていただいたところから、若干修正しているところがございますので、その辺りを中心に御説明をさせていただきます。

まず、最初に、

加藤委員 ちょっと済みません。今の弁護士報酬の問題なんですけれども、一言、高橋先生に伺っておきたいんですが、私は資料5の加藤の意見で、高橋委員も部会の委員でいらっしゃるのでは是非見ていただきたいんですけれども、後ろから3枚目のところの上の方から3行目に「消費者トラブルの簡易・迅速・廉価な解決の必要性」の中で、「この観点から弁護士報酬の在り方を含め、裁判制度の充実と裁判所へのアクセス向上が求められる」と。弁護士法から弁護士報酬の規定の書き方なんかもみんな削除されたりすると、消費者としては非常に困るので、負担の問題もさることながらいろいろ広い意味で弁護士さんの報酬の在り方については、私たち関心を持っているので、このくらいは書かせていただきたいという要望を出しているんですが、いかがでございますか。

高橋委員 私の意見を求められましたので、私自身は、賢い答え方だと思いますが、皆さんの部会の御意見に従ってよろしいかと思います。つまり私からは、弁護士報酬の在り方という大きなとらえ方ですし、それについて向上の方向でいけということについて、私自身も異論があるわけではございませんので、この部会の従来議論を踏まえた上でこういうまとめ方がいいのかどうか、その辺の御判断はほかの委員にお任せいたしますが、私としてはこれが入ることをどうしても抵抗したいという気持ちはないということは申し上げます。

加藤委員 ありがとうございます。お引き止めして済みませんでした。

落合部会長 それぞれの委員が出された意見書の個々の論点について議論されますと、時間が足りませんし。

浅岡委員 高橋委員がいらっしゃる間に一言だけ。

落合部会長 弁護士報酬でしょう。

浅岡委員 お聞きしたいのは、この委員会でやるのは、報酬制度について専門じゃないからよくないとおっしゃられたんですが、アクセス検討会は消費者問題について専門じゃないんですね。その部分はどのように今後なさるんでしょうか。それだけお教えいただきたいと思います。

高橋委員 アクセス検討会には、消費者代表の方がいらっしゃるわけですから、お答えする必要はないと思います。

落合部会長 結構です。

高橋委員 今回の発言は、アクセス検討会の委員に対する侮辱だと思います。

落合部会長 浅岡委員は、やや今日はエキサイトされておられるのか知りませんが、部会での発言としては問題がある表現がありましたので、今後少し気を付けていただきたいと思います。

エキサイトされるのは結構ですけれども、ほかの委員、あるいはその他の方々の侮辱になるような表現は、差し控えてもらいたいと思います。

浅岡委員 今の点だけ。皆さんがアクセス検討会の委員が消費者問題の専門じゃないというようなことを言っているんじゃないで、消費者事案を皆さん委員として関心を持って集まっておられる方々ではない、ここにも報酬制度について理解がある人もいるでしょうし、そういうことです。

落合部会長 私が発言の機会を与えないのにしゃべられるのは非常に困りますので、議事の進行を考えて公平に各委員に十分発言の機会を与えようと思って私は努力しているつもりなので、それをさえぎって勝手に発言されるのも慎んでいただきたいと思います。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

中村消費者企画課長 それでは、資料3でございますけれども、まず時間の関係もございますので、できるだけポイントを絞って御説明いたします。

まず、1ページ目に「はじめに」というところが、前回これまでにはなかった新しい部分として挿入をいたしております。このイントロダクションでございますけれども、ここではこのような部会での検討が始まった経緯ということも、これまでもいろいろなところで話が出ている内容でございますけれども、それをこの1ページの紙にまとめたということでございます。内容は事前にお送りさせていただいたものと変わっておりません。要はここでこれまでの問題意識を踏まえて、21世紀にふさわしいグラント・デザインを提示するということを目的として、こういった報告書を取りまとめたという趣旨でございます。

2ページ目以降でございますけれども、第1章から第3章、ここは前回の部会で御議論をいただきました際に出していただきました議論を踏まえて、適宜修正をいたしております。その大きな点、それから事前にお送りしたものと少し変わっている点を中心に、何点かピックアップをして御説明をさせていただきます。

まず、3ページ目でございますが、「IT化・国際化の進展」というのが、(2)でございますけれども、その一番下の方の「また」というところで、この国際化に伴う社会の動きの中でございますけれども、その中で「経済の国際化に伴い、人、財、資金、情報が国境を越えて迅速に動くようになっている」ということで、特にヒト・カネ、それから人

材の流動化といった議論もございましたので、中間報告にもありましたくだりをここに挿入をさせていただいております。

若干飛びますが、7ページ目でございますけれども、ここは前にお配りしたものと変えているところなんです、文言だけなんですけれども、(2)のところでは消費者問題の変化というところでございますけれども、最初の方でいろいろな変化があるということを書いた上で、次のパラグラフでこれらの変化により、これこれこういったことで消費者の利便性が高まっていると。

最後に「しかしながら」ということで、問題点も生じていますというくだりですけれども、その中で商品・サービスの「しかしながら」の次の行ですけれども「悪質事業者の参入、消費生活における商品・サービスの複雑化、ITを活用した消費者取引の普及により」云々というところですが、商品・サービスの複雑化の前に選択肢の拡大という文言が入ってございましたけれども、その選択肢の拡大につきましては、その上の「これらの変化により」というパラグラフに入っておるということもあり、少し読みやすさの観点でこれを今回お送りしたものからは落としてございます。

9ページから「第2章 21世紀型消費者政策の在り方」ということでございますけれども、この「1. 消費者政策の転換」の中の(1)でございますが、「消費者位置付けの転換 - 保護から自立へ - 」というふうにタイトルを付けておりますが、前の部会の中にはここが消費者像の転換という言い方でございましたが、若干消費者像という言葉について余りぴんとこない表現ではないかという御指摘もございましたので、ここでは消費者の位置付けの転換というような形に変えさせていただいております。

少し飛びまして、12ページ辺りからでございますけれども、「各主体の責務・役割」ということが第2節から続いておりますけれども、その中で13ページに2番として「事業者の責務」というところがございますが、この中で(1)で事業者の責務としてポツが4つ打ってございますけれども、その4つ目でございますけれども、ここは前回お示しした部会では、消費者からのさまざまな相談とか質問といったことにきちんと従業者は答える必要があるという趣旨の御指摘がございましたので、これまでは単に適切な苦情対応ということになっておりましたけれども、消費者からの苦情・相談への適切な対応ということで、そういう形で修正をいたしております。

同じく、その下の(2)に事業者団体の責務のことが2つ書いておりますけれども、これも2つ目のポツの関係で、事業者団体による自主行動基準の策定もさることながら、その事業者自身による自主行動基準の策定・運用といったものを団体が促進していくといっ

たことの重要性の御指摘がございましたので、ここはそのように変えさせていただいてございます。

13 ページの最後の方、「3 . 消費者の役割」というところがございますけれども、その流れで次の 14 ページでございますが、(2) で消費者団体等がどういう役割を果たすかということが書いてございます。

その(2) のポツが真ん中に 5 つございますけれども、その後にこれこれ等に努める必要があると。その後に「また」としまして新しく「消費者の組織活動のために必要な施策を講じられる必要がある」ということで、消費者団体の活動をサポートするような施策が必要であろうという御意見が前回ございましたので、それを踏まえてこういう文章を挿入させていただいてございます。

同じ、14 ページの第 3 節で、「消費者政策の方向性」ということがございますけれども、その中で次の 15 ページにわたりますが、そこでポツが 4 つ打ってございます。この中で、2 つ目のポツでございますけれども、これが前回お示した部会では、消費者教育の充実ということだったわけでございますが、情報提供の重要性という御指摘がございましたので、「消費者への情報提供と消費者教育の充実」という形にさせていただいてございます。

第 2 章の主な点は、以上でございます。

16 ページから「第 3 章 消費者政策の展開」というところでございますけれども、このうちの 1 番「安全基準の整備」というところがございますが、その中の 17 ページに 3 . としまして「危害・欠陥情報の収集・公表」というところがございます。その中の(1) が、18 ページの上でございますけれども、「事業者から行政への報告」というところがございます。この中で、4 行目ぐらいでございますけれども、リコール、あるいは医薬品等の副作用・回収の報告の義務が課せられているが、他の分野においても情報が迅速かつ正確に行政に報告される仕組みを充実していくことが必要であるというふうになっておりますが、ここは前回お配りしたものでは、義務は課せられているが、この拡充等を通じという言葉でございましたけれども、これは必ずしも今あるものの拡充だけではなくて、ほかの分野についても考えるべきであろうということで、他の分野においてもというふうに皆様にお配りしたものは変えてございます。

その次の 19 ページまでは、特に大きな変化はございませんで、19 ページの「第 2 節 消費者契約の適正化」というところでございますが、この流れで次の 20 ページの 1 . でございますけれども、「事業者による情報提供と勧誘行為の適正化」というタイトルになってございます。ここは、前回の部会でお示しましたときには、事業者による情報提供の

話と、それからもう一つ別立てで勧誘行為の適正化ということを立ててございました。その関係もありまして、例えば勧誘行為に関係する説明義務であるとか、情報提供といったものについての適正化の話が抜け落ちてしまうように読める恐れがあるという御指摘もございましたので、ここは2つの情報提供と勧誘行為の適正化というのを一本にまとめまして、全体に係る情報提供ということで(1)を立て、その後広告・表示、表示ルール、それから次のページでございますけれども、執拗な勧誘、消費者の特性に応じた勧誘といったものをひとくくりに整理をしております。

それから、細かいところでは、21ページの下の方に注の6がございますが、ここはJAS法の説明の注がありますが、前回お配りしたのものから若干生鮮食品と加工食品に分けるといったような、少し丁寧な書き方に工夫をしておりますが、これは説明の中身をより丁寧に記述したという趣旨でございます。

22ページまでは特にございません。

23ページでございますけれども、第3節で「消費者教育の充実」というところがございますが、この最初の頭書きが5行ございます。このうちの下のパラグラフ、すなわち「このため」というところですが、ここは消費者教育についてやはりいろんな場でやる必要があるという問題、特に家庭における教育の必要性という御指摘がございましたので、それを踏まえまして、「このため、学校、地域、職場、家庭などにおいて、消費者教育を充実させることが必要である」というくだりを挿入しております。

以降、23、24ページは特に変更はございません。

25ページでございますけれども、3ポツとして「消費者教育の担い手の強化」というところがございますけれども、この(1)でございますが、タイトルが「消費者教育の担い手の資質向上と裾野の拡大」となっておりますけれども、ここは前回お示ししたものでは、教員等の資質の向上ということでございましたが、より幅広い担い手全体に係る問題であるということ。それから、資質の向上にとどまらず、裾野の拡大ということについても議論すべきであるという御指摘がございましたので、それを踏まえてこういうふうなタイトルをより広いものに変えてございます。

26ページから「第4節 苦情処理・紛争解決」でございますけれども、この分野につきましては少し先にいきますけれども、28ページでございます。「3. 多様な裁判外紛争解決(ADR)の整備」というかたまりがございますけれども、ここで最初の2行ぐらいなのですが、事前にお送りさせていただいたものから若干言葉を少し丁寧に補っております、消費生活センターへの消費者苦情が大幅に増加し、あっせん件数も増加しているとい

う、このあっせん件数の増加といったところを挿入しております。

また、前は直ちにPLセンターなどというふうにつながっていたところなんですけれども、行政型、または民間型の裁判外紛争解決についてはというふうに少し言葉を補ってございます。

その関係で、注の13につきましても、若干言葉の整理をお配りしたのからはしておりますけれども、趣旨は変わってございません。

同じく28ページの下の方の「(1)都道府県等及び国民生活センターによる紛争解決」ということでございますけれども、この出だしの2行ぐらいでございますが、ここは事前にお送りしたものから、少し丁寧に記述を書き加えておまして、「消費生活センターは、助言、情報提供などのほか、これらによっては解決に至らない苦情相談についてあっせんを行っている。また、条例により」というふうに、前はすぐ条例の話になっていたんですけども、前に消費生活センターでやっておられる業務についての記述を少し追加いたしてございます。

その流れで、29ページの頭でございますけれども、条例により都道府県等に後の消費者トラブルのあっせん、調停を行う機関として、消費者苦情処理委員会が設置されているということで、消費者トラブルのあっせん、調停を行う機関としてという部分を、説明書きとして今回新たに挿入をしております。

その下の、同じく29ページの上の方の「また」以下の3行のくだりでございますけれども、ここにつきまして、国民生活センターにおける業務のことですけれども、ここで若干言葉を少し整理いたしまして、「国民生活センターにおいても、苦情処理のあっせんの充実に努めるとともに、それに資するために、消費者苦情処理専門委員会の積極的な活用を図る必要がある」ということで、若干苦情処理のあっせんの充実に努めるということについて、少し書き方をポジティブな書き方にしております。

それ以降、29ページ、30ページ辺りは、特に大きな変化はございませんけれども、細かいところでは30ページの「4.消費者トラブルにおける仲裁」というところがございますけれども、この「仲裁は」という上の大きなパラグラフのかたまりでございますけれども、その5行目辺りで、仲裁の問題点ということで、仲裁機関の適正性についての判断が困難であるという場合がありますということをごここに挿入いたしてございます。

以降は、特に大きな変化はございません。

ちょっと飛びますが、36ページ辺りから、環境問題への対応というところがございますけれども、ここにつきましては若干前回お示したものが分量的に少し不十分ではないか

ということでもありましたので、37 ページの辺りから、(3) で消費者政策の展開というのがありますが、この中で①②③ということでも少し具体的な記述を追加をさせていただいてございます。

39 ページから第 4 章でございますが、ここからは今回新しくお示しをするところでございますが、基本的には中間報告をベースにしておりますので、大きな点だけ申し上げさせていただきます。

まず「行政の推進体制」のうちの「国の推進体制」でございますけれども、最初のパラグラフ、これは中間報告と同じでございます、それからそれ以下の 21 世紀にふさわしい云々のところでございますが、ここにつきましては前回の年明けにもこの行政についての御議論がありましたけれども、その中で組織論につきましては、賛成論・慎重論両方ございました。それプラス委員からの、一方で総合的な消費者行政の総合調整機能の強化、あるいは執行機能の強化といったことに対する御意見といったものも出ておりますので、それを踏まえまして、ここでは一元的に企画・立案、調整及び推進することのできる機能の強化ということを書き込むと同時に、そのための連携の在り方、あるいは迅速な対応の在り方ということを書き加えてございます。

それを担保するものとして、「また」以下で、そのために消費者政策の基本戦略の策定、あるいは政策の評価といったことを書き加えると同時に、最後に 40 ページの上の方の最後のパラグラフですけれども、消費者保護会議につきましても、部会での議論を踏まえまして、外部の専門的知見の活用、あるいは基本戦略の策定、それから何か問題があったときの迅速な対応といったことによって、機能の強化を図るということを書いてございます。

以降、40 ページの「地方の推進体制」以降は、特に大きな変化はございませんが、41 ページ辺りでございますけれども、国民生活センターの役割というところでございますけれども、(1) の 2 つ目のパラグラフで、P I O - N E T の話が出ておりますが、ここは P I O - N E T の活用について、前に皆様にお送りしたのからもう少し書き加えて、前向きな表現というふうに行っているところが変更になってございます。

42 ページ辺りからが、「第 2 節 違法・不当行為の抑止と監視」というところでございますけれども、ここについては(2) の「行政刑罰」の辺りで、5 行書いてございますけれども、やはり事後チェック体制の強化ということもありまして、「また」以下でその悪質な事業者にも刑事告発なども含めた厳正な対処という部分を新たに追加をいたしてございます。

以降、42、43 ページ辺りは、特に大きな変化はございません。

43、44 ページ辺りも、若干言葉の修正はありますが、大きなものはございません。

45 ページにまいりまして、第4節ということで「公益通報者保護制度」、ここは今、ブランクになってございますけれども、ここに先ほどの御議論のありましたものが入ってくることを想定しております。

46 ページから「第5節 消費者団体訴訟制度」ということで、これは今回全く新しいところでございますが、基本的には部会で御議論をいただいたものを踏襲をしております。かつ事前にお送りしたのからここは変わっておりません。基本的に消費者被害の特徴、消費者個人ではなかなか救済が難しいという問題点等を踏まえて、この中で諸外国ではどうなっているかといったことをる書きまして、結論として48ページの3.のところにございますけれども、消費者個人の救済の訴えを提起することが困難な状況にかんがみれば、消費者団体訴訟制度を導入することが必要であると。消費者団体訴訟制度としては、団体に不当条項、あるいは不当関与行為等に関する差止請求を認める制度や、損害賠償請求権を認める制度が考えられるが、特にその中でも消費者被害が多発しているという現状にかんがみて、差止制度を早急に導入することが必要であるということ述べ、(2)として更にその先にいろいろ課題として検討しなければならない課題を幾つか掲げるというまとめになってございます。

50 ページから「第5章 消費者保護基本法の見直し」ということでございますけれども、第1節の(1)辺りは、これは報告書に書いたことのサマリーでございます。こうしたグラント・デザインといったものを具体化していくためには、消費者保護基本法の見直しが必要であるという流れが(1)(2)というふうが続いてございます。

51 ページから第2節ということで、「見直しの方向性」ということですが、(1)のところでは、これまでは時代の要請に応じてといった少しふわっとした言い方を中間報告ではしてございましたけれども、その次に消費者の権利を明確にすること、そのために各主体の責務・役割、あるいは政策の方向性といったものを位置づけるということを旨とすべきだというふうに整理をいたしてございます。

「具体的には」ということで、①から⑤が書いてございますが、これは中間報告では7項目になっておったものを、若干、例えば苦情処理と紛争解決を整理するとか。あるいは、コンプライアンス経営の話②に持ってくるというような整理をいたしておりますけれども、基本的な中身として大きく書いてはございません。

以上を踏まえて、53 ページに「おわりに」ということで、ここで示してきたグラント・デザインに沿って消費者政策の見直しの具体化を図っていくべきであるということ。

それから、政府においてこういった取り組みを通じて所要の処置を講じられるように要請するという、ある種のメッセージを付けまして、全体の締めになっているというような構成にさせていただきます。

ちょっとはしょりましたけれども、概要は以上でございます。

落合部会長 それでは、第1章から3章のところは、既に御議論をいただいた部分の修正ということで、今日実質的に御議論をいただくのは、4章、5章、それから「はじめに」と「おわりに」というのが新しく付いてございますが、メインは4章、5章ということでありますので、まず最初にこの4章、5章につきまして、御意見をいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

岩田委員、どうぞ。

岩田委員 済みません。先に失礼しますので、4章、5章、これは今回具体的に、先ほどの公益通報者保護制度とか、あるいは団体訴権、基本法の見直しというところが入って、かなり具体論のある画期的なものだと思うんですが、1つ、国の推進体制のところ、これは機能の強化というのが随分うたわれてはいるんですが、具体的にどう変わるんだというのがいま一つ見えてきにくいというか、やはり入れ物も少し変えて、変わったという印象を与えた方が、21世紀の消費者政策を考えるにおいては、なかなか難しい問題だということも承知しているんですが、いいのではないかと思うんですが、例えばこの消費者保護会議というのも、外部の専門的知見を活用しつつ、機能の強化を図るべきであると書いてあると、これまでとほとんど変わらないでいってしまうのではないかというような危惧も感じたり、あるいはいろんな部局を統合して、企画・立案、調整を推進することのできる機能強化とか、迅速な対応が行える体制整備を図るべきであるという、この中身というのはなかなか打ち出すのは難しいんでしょうか。何かもうちょっと新しいものが見える書き方ができるといいなというふうに思います。

以上です。

落合部会長 この点、もし事務局の方からございましたら、お願いします。

中村消費者企画課長 恐らく具体的な消費者保護会議の機能強化の仕方、ここに書いてあるような機能のさまざまな行政の体制整備の在り方、具体的には様々なアイデアがあるかと思えますけれども、私どもとしてはここで基本的な考え方をお示しいただいた上で、それを受けた、例えば保護会議で具体的にどういうことを変えていくのか、あるいはその中でどういうことを、どういう改正の仕方にしていくのかとか、体制をどういうふう

にしていくのかといったようなことについて、これを踏まえて具体的な検討をしていく必要があるかと思っております、そういう意味では事務局としてはいろんなアイデアはあろうかと思うんですけれども、それについてはかなりまたいろんなアイデアについての、さらなる検討が必要だということでございますので、ここではこのぐらいの書き方にさせていただいたということでございます。

落合部会長 どうぞ。

永谷国民生活局長 若干の補足でありますけれども、今もうこの場でずっと議論してきていますけれども、いろんな問題が、多面的にいろんな分野で起こっていますね。消費者問題については、それで、私自身は、そういう問題に適切に対応していくためには、いろんなところでまさにつかさ、つかさで、それなりに対応していくのは、ある種とっても重要なんだろうと思うんです。問題は、ではそれが一元的に、体系的に、統一取ってやられているかどうかということなんです。

まず、ここでの文章の、保護会議の書き方というのは、非常に抽象的でよくわからない、何がかわるかわからないじゃないかとおっしゃられるのはわかっているんだけど、恐らく長期の少し長いスパンで、どのように戦略的にやっていくかというようなことを考えると、あるいは問題が起こるか、あるいは起こる前に、関係する大臣方に小人数で集まっていたら、出てきた問題をどのように対応するかという辺り、そこを話していただくとか、そういうような運用の中で、ある程度一体性とか、総合性とか、同一性とか、その辺りもカバーできるんじゃないかと、そういう要因というのはかなりあるんじゃないかというふうに、私としては今、認識しているということでもあります。

落合部会長 では、田中委員、どうぞ。

田中委員 私も国の推進体制というところについて、もう少し踏み込めないものかと、行政の側のいろんな御事情は御有りだと思いますが、幾つか希望を申し上げますと、従来の消費者保護会議というのが、年に1回ごく短時間しか行われなかったのが、局長のおっしゃるように、機能的に必要なに応じて運用をされるということであれば、そういう変化をもう少し具体的に示していただいた方がいいんじゃないか。

それから、各省庁、「つかさ」ごとの対応を変えていく必要があるという問題についても、以前にも申し上げたんですが、従来の行政システムは、産業育成ということを中心に、その中で消費者の問題について補助的に考えるというような組み方ではなかったかと思えます。

各省庁の中でも消費者を尊重する、あるいは消費者の権利を守ることと産業の育成のバ

ランスがどう取られるのか「つかさ」の中での改善が必要であろうと思いますし、それをまとめ上げた一元的な運用ということも必要なんじゃないかというふうに思います。

更に、その核になるのはだれなのか、一元的に運用していく、企画・立案をしたり、根回しをしたりする、それは恐らく内閣府ではないか。内閣府自身がそういう問題提起をすることについて遠慮されているという気もしないでもない。そんなことについてもう少し踏み込めないものかという気がいたします。

また、従来ある例えば公正取引委員会や国民生活センターや、その他の機関の連携を強めながら有用に運用できるのかというような問題もあるのではないかという気がいたしております。

具体的な方向まで書くのは、時期尚早だとか熟してないということであれば、年次計画、中期的な計画をつくって改善していくとか、スケジュールや行程表を示せる範囲で示していくとか、何らかの工夫が必要なんじゃないか。これまでの審議会の議論の中で、このところが私もそうですが皆さん期待していらっしゃる所なんじゃないかと思いますので、出来る限り充実させていただければ幸いであるという意見でございます。

加藤委員 私も同じ趣旨の意見書を、もうこれで3回目で、まだしつこく言っていて、あきらめが悪いとおっしゃられるかもしれませんが、何十年に一度の大改革をやろうとするなら、やはり大きな気持ちでみんな苦しいところも乗り越えてやっていきたいものだと思っております、資料5のような意見書をさせていただきました。

資料5の意見書の1枚目にありますことは、これまでも申し上げてきたことです。今、田中委員がおっしゃいました、あるいは岩田委員も国の推進体制について御心配の向きをおっしゃいましたけれども、やはり連携とか調整というのは、もう大体この辺りで打ち止めにして、やはりきちんと柱を立てて国の消費者行政はだれが責任を持っているのか、国民の前に明確に出てくるような消費者行政の一元化を進めていただきたい。

そのためには、中間報告のときには、消費者政策の実効性確保の案として、勧告権を有する常設機関の設置なども書いてあったのです。このことを是非今回最終報告に盛り込んでいただきたいと思っております。これは確かに事務当局の苦境といえますか、御自分たちの仕事の権益を増やすのかと、他の省庁から言われるかもしれないけれども、私はそこはやはり国民のためにやるのだと、経済社会がこれだけ不況の中で、国民の財布の紐が痛い現状というのは、どうしたらいいのかということから考えても、市場における消費者が安心して自分の権利を行使できるような市場の状況を整える。公正で透明な市場を整えると同時に、消費者政策を強力的に推進していくのだということは、国民の前に見えるよう

な、きちんとした行政組織に組み替えていただきたいというふうに思って意見書を出させていただきました。

それに従って、細かいことを申し上げますと、意見書の一番最後のところでございますけれども、そこで第5章の「消費者保護基本法の見直し」のところの方向性のところで、2つ大きく意見申し上げるのは、消費者の権利を明確にするというだけではなく、きちんと明文化して記述するとしていただくということを要望しております。

同時に、(2)の⑤「行政の推進体制の充実・強化」は、消費者政策を推進するための行政の体制を充実・強化し、その推進体制を明確に位置づけるといったとき、その姿が見えるように、消費者政策を推進するための行政の体制を充実・強化するために、勧告権を有する常設機関の設置など、その推進体制を明確に位置づけるというふうに直していただきたいものです。

先ほど、局長さんが臨機応変にミニ消費者保護会議的に、関係大臣を招集して限定してやっていくことも可能だとおっしゃいました。確かに、ドラスティックで非常に緊急性を要するような場合は、それでいいかもしれませんが、消費者のための政策というのは多くが恒常的なものでありまして、この間の各産業行政における消費者行政の推進と、内閣府との連携が私としては十分ではなかった何十年が続いていたとっておりますので、私の意見書の一番前にも大変失礼ではございますけれども、これだけの人を集めて1年間も議論をしながら、今度何か総務省の方にも消費者行政課ができるやに聞いておりますけれども、そういったところの消費者行政の実態とか、そこに出てきているいろいろな数値、資料というものが、この国民生活審議会という、主権者である国民みんなのための消費者政策を議論するところに、その全貌が表われていない。狭隘な範囲内での消費者政策であったことを非常に残念だと思うし、これは私の世代で打ち止めてほしい、主婦連合会、あるいは全国消費者団体連絡会というのは、大体今、ジュニアの時代になってきていますが、もう3世の時代になっていくときには、この国が経済社会の主権者である国民を政策の柱に据え、権利を明確にして、一丸となって国が政策をきちんとやっていくという、意欲のあるビジョンを、まさに21世紀にふさわしいグランド・デザインといわれるにふさわしいようなものを是非、もうあと30分と次の2時間ですか、そこで打ち出すには厳しいかもしれませんが、私は皆さんの御熱意を持って是非取り上げていただきたいしたいと思います。

落合部会長 福原委員、どうぞ。

福原委員 私も消費者保護会議の機能と実効性について、これまでの状況では若干疑問

を持つものであります。そこで、男女共同参画会議がありますが、あれは内閣府の中に男女共同参画局があって、一方、男女共同参画会議そのものが議員によって構成されていて、それから更に年1、2回はほとんど全省庁の大臣方とお話する機会があるというような仕組みでできていると、かなりスピードが上がってきまして、今度はナイロビ宣言の30%というのをいよいよ目標に掲げることになったということを見ると、ここに書き込むことはないんですが、イメージとしては大体そんなような、これからの消費者保護会議の在り方が考えられるのではないかとということをおし上げておきます。

落合部会長 ほかにございますか、山中委員、どうぞ。

山中委員 加藤委員の続きと申しますか、関連でございますけれども、前段の説明は、これから要望いたします説明は、加藤委員が全部おっしゃっていただいておりますので割愛いたしますけれども、時間がない、時間がないと言われても、何を言っても、提案しても、お願いしても、何かむなしの気がして、つい言いそびれたりして、部会に参加している状態なんでございますけれども、やはり消費者行政の在り方につきましては、従来の産業助成官庁から独立した行政のそういう委員会のようなものを、名称は仮称として例えば消費者委員会というように、加藤委員も大分前から何度も申し上げておりましたけれども、そのようなものを内閣府の中にきちっと位置づけていただいて、公正取引委員会とか、ほかの各官庁に対しまして、チェック機能とか、勧告権のようなものを持った、これは大変なことだと思いますけれども、新しい組織を創設していくというくらいの意気込みと申しますか、我々消費者といたしましては、もう本当に長年それを望んで待っておりましたが、なかなかそこまで、いろんな施策が取られても、いつも中途半端と申しますか、どこかで漏れていくという、どこかでかなわなくなっていく状態があるものです。

例えば、お時間がなくて、そこまで全部立ち上げることが無理だといたしましても、こういうことが今、望まれているぐらいの文章に入れていただく、明文化していただくようなことを是非、私は加藤委員と同様な意見を申し上げたいと思います。

落合部会長 福川委員、どうぞ。

福川委員 先ほどの行政ですが、私は前から申し上げておりましたように、私はそう信じておるんですけれども、消費者に絡む行政というのは、各省庁非常に多く絡んでおりますし、食品の安全でも厚生労働省、農林水産省も絡んでいますし、実は非常にいろんなところが絡んでいるので、私はやはりこの39ページの中で、戦略的、一元的に企画・立案、調整、推進と書いてあるんですけれども、今までどちらかということ、皆さんからも御意見が出ているように、各省庁はどちらかと言えば供給サイドばかり見ていたということなん

でしょうが、各省庁も供給サイドではなくて需要者サイド、消費者サイドにもっと関心を持つ。確かにITが進むというのは、そういうふうに情報のパワーシフトが行われるわけですから、私は是非ひとつ各省庁が消費者の立場というものを行政の中に明確に位置づけるということをはっきりして、とにかく各省庁、12省庁が全部で消費者行政に取り組むんだということを少し強調できないものかなと、むしろ各省庁にそういう意識を変えてもらうということが非常に大事なような気がいたします。

40ページの消費者保護会議ですが、これもいろいろ御意見が出ておりますように、できるだけもう少しイメージが湧くような強化の方向があれば、例示的にでも書いていただければいいと思っております。

それから、最後の消費者保護基本法の見直し、50ページ、51ページですが、私も消費者保護基本法の見直しということは1つの時期として重要なことだと思います。あるいは、保護基本法という、保護という字が果たして要るか要らないかというのも、これはきっと法制局的には大事だと思いますが、前の第2章辺りでの「消費者政策の理念」等からいきますと、やはりここの考え方、思想が非常に変わっているということだと思います。

前の9ページのところもそうなんです、消費者施策の転換とか、消費者の位置づけの転換という感じがありますけれども、転換という言葉がいいか、そういう言葉がこの50ページ、51ページには余り出てきてないんですが、消費者の位置づけの、私は進化というか、その変化してきている。しかも、それが進んで変わっているんだという社会の進歩の上で消費者の在り方が進化しているんだという位置づけというか、そういう感じの趣旨のことが出てくると、時代のニーズにマッチしているんじゃないかと、そんな気がいたします。

落合部会長 浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 まず、議論になっている推進体制のところですけども、多くの皆様がこれから機能を発揮し得る体制整備が図られていかなければならないと考えているし、その方向に動くという趣旨のことを少なくとも見えるように書いていただきたいと、ささやかなお願いをしております。その限度で福川さんもいいのではないかというふうに言われたのが今の御意見だと思いますけれども、工夫をしておいていただきたいと思います。少し話は変わりますけれども、国民生活センターの関係で一つ確認をしたいのですけれども、国民生活センターが直接相談を、少しになってきていますけれどもやっておられて、それはとても重要なことだと思います。29ページの(2)の手前のところにおきましては「苦情処理のあっせんの充実に努める」とあります。これだけだとわからないんですが、4

1 ページを見ますと、(1) のところで消費生活センターからの経由相談ということなどがありまして、直接相談ではないというように見えてしまいます。これをオーバーラップして悪く考えますと、国民生活センターでは経由相談について苦情処理のあっせん・充実に図ると、これが今後の役割だという仕組みになっているとすれば、それではなかなか国民生活センターの本来の役割を果たせないと思いますので、そう読まれないように修正いただければいいかと思います。

いろいろな意味で、前回から細かく修正をいただいている部分は、前向きにいろいろ変わってきているかと思いますが、この点が気になっております。

話はちょっと変わりますが、団体訴権のことについて、今回導入の方向で具体的な検討をしようということです。これは先ほど公益通報と違って大変ゆっくりではありますけれども、差止制度を早急に導入することが必要であるということは確認をします。そうしていただくことに私は賛成をしたいと思いますが、ここに差止めであるということだけに見えなくもないので、ヨーロッパなどでは少額被害については、消費者団体が被害救済を進めていくという以外に実効性確保の方法がないのではないかと、そう動いているわけがあります。日本でも手始めにこういうことをやるということで、このあとがまた考えられるよということは必要なのではないかと思います。

団体訴権制度は、非常に重要だと思います。こういうものこそ急いで入れてほしいと思いますが、このような消費者団体の役割というのが、もっと全体として見えるように、私もその点を申し上げたくて意見を出しましたがけれども、前段の消費者の権利を理念としても認めてという中に、消費者団体として行動していくこと、そしてそれが具体的な消費者の機能の中にも、その趣旨の文言が団体訴権なども含めて見えてくるというのが、この最初の総論の中に位置づけられていて、そしてそれが具体的施策として、消費者契約については消費者契約法で見ていくということになるでしょうが、またそのほかの領域でも検討することができてくる、独占禁止法などでもまた考えていこうということも出てくるかと思っています。いろんな流れにつながるのではないかと思いますので、フィードバックして前の分を補強充実させていただきたいとお願いしたいと思っています。

先ほどの敗訴者負担のことについて一言申し上げますが、加藤さんから出ている意見は、弁護士報酬の在り方を含めということを入れてほしいということでしたが、弁護士報酬とその負担の在り方が今、アクセスの問題とであると思いますので、そういう意味で加藤さんの意見に賛成をしたいと思っています。

先ほど高橋委員とのお話の件で、仲裁の関係は仲裁検討会で議論していて、内閣府にも

意見をお聞きになられて、それなりに適切にお答えをいただいた結果が、今回の仲裁の部分についてもいろいろ書き込んでいただいたことになったのではないかと思います。

今後の敗訴者負担の具体化についても、消費者問題、消費者被害に関する訴訟について、どのようにするのかという点では、少なくとも意見のお問い合わせがあるというように、内閣府として要請をしていただきたいと思います。報酬制度について、私も弁護士ですから、この中で1人でも日常そういうことに関わっている者がいないというわけではないんですが、この場が検討に適切じゃないとしましても、アクセス検討会はあらゆる訴訟の類型の問題を議論しなければいけないわけで、消費者問題・被害について特別な考慮事項というものを消費者政策に関わる人から提起をすることは責務ではないかと思います。

そういうことを申し上げたいということが、ここに少しでも書き込んでいただきたいと思います。お願いをしていることであります。

落合部会長 どうぞ、有馬委員。

有馬委員 ただいま、浅岡委員の御発言の経由相談と直接相談の件でございますが、これは行政改革の中で、国民生活センターの相談は直接相談を段階的に縮小していった、経由相談に限るようになるということが出ておりまして、そのためにここに41ページのところで、経由相談を特筆してあるのではないかというふうに理解をしております。

現に、私どもではなるべく経由相談を多くお受けするようになるということで、全国の消費生活センターへの支援という傾向を強めてきています。

ただし、やはりただ机上の相談だけでは、現実的な支援が大変難しいということも出ておりまして、直接相談に関しては、今後とも何らかの形で検討させていただいた方が、実質的な相談、支援体制が組めるのかなということを思っておりますので、一言そのことについて述べさせていただきたいと思います。

それから、あと1、2あるのでございますが、同じ41ページの国民生活センターの役割のところでございますが、真ん中のP I O - N E Tで収集されたというパラグラフでございますが、その真ん中辺りに国民生活センターにおいては、経済産業省や公正取引委員会などというふうに例示がございまして、それはつまり消費者利益を侵害する違法、不当行為を取り締まる省庁ということに係るのかと思いますが、これはほかにも、例えば農水省におかれましては、厚労省におかれましては、消費者利益ということ幅広く考えますと、侵害する違法、不当行為を取り締まっているわけでございますから、ここでは私の感じでは、公正取引委員会やこういう消費者利益を侵害する不当行為を取り締まるさまざまな省庁との間の、一層緊密な情報交換、連携という方がよろしいのではないかとこのよう

に思います。

同じ国民生活センターの(2)のところでございますが、その3行目のところに「消費生活に密接した福祉関連分野などでのNPOの活動」というふうでございますが、これもちょっと限定的にすぎるのではないかと思います。NPOの活動というのはもっとさまざまな分野で活発になっておりますし、今後消費生活に関連して連携していかなければならないNPOの範囲は、福祉にとどまらずもっと幅が広いというふうに私ども理解いたしますので、ここも余り限定的にならない方がいいのではないかと思います。

さらに、消費者団体、事業者団体、NPOとの連携も重要であるということで、勿論新しいNPOの活動との連携も大事だとは思いますが、それが主たるものではないという感じを持っています。そこで、この特にとりまわりもこれでいいのかなと、やはり基本的には消費者団体、事業者団体との連携が必要であり、勿論NPOも含むという感じの方がよろしいような感じを持つわけでございます。

更に、その国民生活センターの役割全体、ここに2つ書かれておりますが、同時に29ページのところに、先ほど浅岡先生もお触れくださいましたが、いわゆる苦情処理のあっせんの業務が書かれてございます。これが実は非常に大きくなっておりまして、現実はこの消費生活センターと国民生活センターでの苦情処理のあっせんというのは、全体で今60万件の相談の中の7%ぐらい、およそ4万件も行われているわけでございますから、私もこれについてはっきりこうした方がいいというものがなくて申し訳ないのですが、29ページのところに、勿論ここにお書きいただいたことは非常にありがたいと思っておりますが、と同時に役割のところにも何か入ってくる方がいいのかなと思ひ、ちょっと戸惑っているわけでございます。

あと一つ、先ほどからの御議論の40ページの消費者保護会議のことについてでございますが、これは私、先ほど福原委員がおっしゃってくださいましたことと趣旨が同じようなペーパーを前回出させていただきまして、消費者保護会議を政府の重要政策に関する会議の5番目として位置づけられないものかと申し上げさせていただきました。そこで、皆様がおっしゃっていらっしゃることで、何らかの形で見える形、先ほど岩田委員がおっしゃった見える形ということであるとするならば、例えば39ページの2つ目のパラグラフの3行目のところに、一元的に企画・立案、調整及び推進することのできる機能を強化することと書いてございまして、注の25で、これは省庁再編のときに内閣府に統合することとありますもので、例えば消費者保護会議に関して、繰り返しにはなりますが、一元的に企画・立案、調整を推進する機能を、この消費者保護会議に付与し、そしてそこには外

部の専門的知見を活用するという組織強化をするというふうになれば、もう少し見える形になるのかなという感じを持っております。

以上でございます。

落合部会長 大羽委員。

大羽委員 この自主行動基準、44 ページなんですけど、この消費者政策部会は、やはり公益通報者保護制度と同じような形で、自主行動基準の小委員会をつくって、一応のかなりエネルギーを使って議論をしたという経緯があるわけで、それに比べれば、さらっと 44 ページ～45 ページにスマートにまとめられているかなと、もうちょっとこの辺は思い入れがあったんじゃないかという感じがしております。

もう一つは、この前に書いてあります 43 ページの「連邦量刑ガイドライン的考え方の導入」というところも、この自主行動基準の策定運用と、非常に不可分に結び付いているというようなことを当時議論したわけですから、したがって前に「連邦量刑ガイドライン的考え方の導入」というところがありますので、この自主行動基準の策定・運用の中にも、この辺をリファーして、もう少し書き込んでおかれたらいいのかなというふうに思っております。

もう一つ、その連邦量刑ガイドライン的考え方という言葉をずっと我々は使っているんですけども、ここで 43 ページのところにも 3 行ぐらいで「アメリカの連邦量刑ガイドラインは」ということで書いてありますけれども、これはそもそも 10 年ぐらい前にできて、どのような背景があってこれができたのかというようなことも含めて、注書きぐらいしておいていただいた方が、わかりやすいかなと。前から読んできて、ここのところだけが連邦量刑ガイドライン的考え方というのが急にくるわけで、その辺を読めるようにしていただきたいというふうに思っております。

あと自主行動基準の策定・運用、先ほどお話したところに関しては、どこかの 45 ページの 3 . のなお書きぐらいで、連邦量刑ガイドライン的考え方を導入すれば、何か問題があったときも一等罪を減ずるようなことになるという趣旨のことが出ていればいいのかなという感じがしております。

落合部会長 では、加藤委員、どうぞ。

加藤委員 第 4 章の、ただ今大羽先生のおっしゃった、連邦量刑ガイドラインの上になるんだろうと思うんですけど、あるいはその前のページの抑止策でもうちょっと入り切れないので、私は意見書の中では別立てにしたんですけども、例えば金融の関係で非常に悪質な事業者や、あるいはマルチまがいの悪質な事業者などが出てきても、個人がまた同じ

ような事業を立て直してやるということがあるので、何か外国では悪質なことをやった場合はネガティブライセンス制度でもって、その人はもう同じ業には就けないといった方法、あるいは資産凍結命令といったような形で、悪い源を絶つといったような方策があるらしいのですが、そういったような新たな抑止策の検討を積極的に進めるべきだという書きぶりをしていただけないものかと思えます。

それから、一元化については、もうくどく申しませんので、意見書を見てどこかで取り上げていただければありがたいと思っております。

50 ページの「消費者保護基本法の見直し」なのですが、今回全体的に拝見しますと、消費者は保護しないから、もう権利をあげるから、その権利を獲得するために自立して頑張れという書きぶりで、非常にそっけない印象を与えています。それよりは、前にも田中委員がこんこんとおっしゃったように、産業育成から国民の生活を大事に、個人が大事にされる社会を目指すということを国として捨ててないのだと、そのために消費者が市場に放り出されるのではないのだというイメージを是非出していただきたくて、例えば(1)の消費者保護基本法第1節の見直しの(1)の1の消費者の位置づけを、保護されるものからの頭に公正で透明な市場の実現が図られる中でといったような、消費者にとって必要競争秩序は維持されるんだと、安全も確保させるんだというイメージを是非出していただきたいと思っております。

それから、51 ページの消費者の権利を明確化ということですが、この第2節(1)のポツの1つ目の、明確化じゃなくやはり明文化すると、明文化して明記するということを、しつこいようですけれどもお願いします。

(2)の①の消費者政策の理念の3行目でも、消費者の権利として明文化して位置づけるということを約束していただきたいのでございます。

それから、前の方に戻って恐縮ですけれども、最近になって今回いただいたものを非常に大事に、御努力に報いたいと思ひまして、私も一生懸命読みましたところ、気がつきましたのが、18 ページの情報の公表でございますけれども、既に良心的な事業者は何かあれば消費者にお客様カードを使って知らせたり、あるいは代理店、販売店を通じて公表しているわけですから、18 ページの(2)の下に(3)として、事業者から消費者への公表ということも書いていただきたい。事業者は自らが得た危害・欠陥情報は迅速に消費者に知らせ、リコール、注意喚起など迅速な措置を取ることが必要であるというふうに書き込んでいただけないものかと思っております。

それから、13 ページに戻りまして、事業者の責務の(1)のところに、事業者がこうい

うことをしていただきたいということが書いてあるわけですが、やはりそこに企業倫理の確立ということ黒ポツとして是非入れていただきたいと思います。

同時に、消費者の役割の方でも 14 ページにいきまして、13 ページからの最後に「消費者利益の確保に努めること」ということを書いてございますけれども、これは 1 人ではなかなかできることではございません。ですから、消費者の役割のところ黒ポツとして、自ら連携してその権利の確保に努めることということも入れていただきたいと思います。

そういうわけで、9 ページに戻りまして、消費者政策というのは時代とともに変化して手法を変える。確かにそれは手当的には必要なことではありましようが、消費者政策の根底にあるべき基盤というのは、やはり公正で透明な市場であって、そこにこそ消費者は安心して出ていけるわけですが、それでもまだいろいろな問題が起きることについては、時代の変化を踏まえて、手当していくべきだという理念に基づくならば、この第 1 節の下から、以下を基本として推進すべきである、の前に、21 世紀にふさわしい消費者政策はこれまでも増して公正で透明な市場の形成を目指した諸政策とともに、時代の変化を踏まえて、以下を基本として推進すべきであるというふうに直していただけたら、結構ではないかと思っています。

また、第 3 節の下から 4 行目のところでも、消費者政策は時代の情勢に即応して推進されるべきものであると、確かに手当としてはそうかもしれませんが、そのときどういうふうにやるかということ、単なる経済産業側の御都合、供給側の御都合に立ってやるのではないよと。消費者政策は常に消費者の権利擁護の視点に立って行うというキーワードを入れていただきたい。そのときどきの経済社会情勢に即応する。しかし、その根本理念というのは、消費者の権利擁護の視点なのだとということを入れていただければ大変感謝したいと思います。

まだほかにもございますけれども、意見書を出しておりますので、よろしくお取り上げください。

落合部会長　そろそろ残り時間が少なくなりましたので、手短に田中委員お願いします。

田中委員　「おわりに」の一番最後の 3 行なんですけれども「政府においては」云々という、消費者保護基本法の見直しを始めとして所要の措置を取られるよう期待すると。これだけ議論してきたトータルのまとめとしては、ちょっとそっけな過ぎるのではないかという印象を持っております。また、確かに大きな時代の転換の中で、行政の在り方や政策も転換期だから、試行錯誤もこれから必要だろうし、確かに時代は変わって 21 世紀なんだけれども、50 年、100 年ということではなくて、5 年、10 年のスパンで、時代が早いスピ

ードで動いていく。それに対応した見直しが必要になるということかもしれないと思うんです。だから、不磨の大典をつくろうみたいなことよりは、ある程度試行錯誤をしながら、その都度点検して見直していくという姿勢の方が良いのではないかと。さっき行程表をついたらどうかということも申し上げたんですけども、そういうスタンスの取り方なり、考え方が必要だという立場から、さっきの公益通報者の問題でも、いろいろ議論はあるとしても、一歩進めようということが大事だと思いますので、いろんな諸問題について、そういう取り上げ方と、書き方というものをしていただけられないものだろうか。

それと、先ほどおっしゃられた消費者保護基本法という保護という言葉でいいのか。消費者に対するポジションの大転換を今求めようとしているわけですから、通しやすいためには変えない方がいいのかということもあるのかもしれませんが、基本的な立場を変えた新しい立法が必要なんだということを明確に打ち出した方がいいのではないかと思います。

落合部会長 ほかに御発言ありませんか。

宮部委員 この終わりのところなんですけれども、21世紀にふさわしいグランド・デザインを提示したというのは余りにも強過ぎるんで、今、おっしゃったように、社会が非常に変わっていくんで、変える必要があるという中に、本格的に迎える少子化、高齢化、国民の数が減るということで、これは大きくいろんなことが変わっていくんだと思うんです。これはこんなに確かな統計はないわけですから、これは入れておいても間違いはこないだろうと思いますので、そういうこともあるから大きく社会の変化に沿って変えましょうという文言にされたらいかかなと思います。

浅岡委員 B S E の報告書で生産者重視から消費者重視へと、繰り返し強調されてこういう議論も始まったと思うんですが、この中にそういう消費者重視へという言葉が一言も出ていない。どこかに一言くらいは入らないものかと私は思います。これは環境の会議ですと、環境重視も全然抵抗なく入るんです。せめてどこか一言でもと思います。

それから、消費者団体について、先ほど権利の中に消費者利益の擁護のために消費者団体を組織して、行動できるとすること。そして、活動の役割の内容として、消費者利益の擁護のための訴訟活動というものを盛り込んでほしいというのを申し上げましたが、それを実現していくというために、今日は高先生がいらっしゃらないので、代わりに申し上げるんですが、高先生は信託基金とか言っておりますけれども、何らかのそういう団体の活動支援の基金制度というのを考えていくべきではないか。そのことをここで申し上げておきたいと思います。地球環境基金はそれなりに効果を上げてきたと思います。それらも頭

の中に入れつつ、こういうまとめをしていきたいと思っております。

落合部会長 それでは、ちょっと時間も過ぎましたので、本日の議論を踏まえまして、必要な部分については修正を行い、次回の消費者政策部会において再度御審議をいただいて、最終報告としてまとめたいと思っております。

それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

中村消費者企画課長 それでは、事務的な連絡をさせていただきます。

次回の日程でございますけれども、次回の第21回の消費者政策部会でございますが、5月28日水曜日、午後の2時から、場所は同じ場所で開催を予定をしております。次回は今回に引き続きまして、この部会の最終報告について御審議をいただいて最終報告としてとりまとめをいただければと思っております。また事務的に御連絡を差し上げようと思っております。

落合部会長 ということで、今日は白熱した議論をしていただいて、どうもありがとうございました。これで終わりにしたいと思います。